

第1次

南阿蘇村文化財保存活用地域計画（案）

【パブリックコメント用資料】

令和6年12月

南阿蘇村

村長挨拶 挿入 予定

例言

- 1 本計画は、南阿蘇村の文化財を適切に保存・活用するため、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき作成した文化財保存活用地域計画です。文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和 5 年(2003 年)3 月最終変更）に基づいて作成しました。
- 2 本計画の作成にあたっては、南阿蘇村文化財保存活用地域計画協議会及び庁内検討部会を設置し、計画案の検討を行いました。
- 3 作成過程においては、南阿蘇村文化財保護委員会の意見を聞くとともに、文化庁及び熊本県の指導・助言を受けました。
- 4 本計画は令和 5 年(2023 年)度、令和 6 年(2024 年)度に文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用し作成しました。
- 5 本計画の執筆及び図の作成、編集は、南阿蘇村教育委員会が行い、作業の一部を株式会社サーベイリサーチセンター南九州事務所に委託しました。
- 6 図及び表のキャプションの表記については（章） - （通番）としました。
- 7 本書における年代表記は、元号（西暦）としました。

目 次

序章 文化財保存活用地域計画の作成（1 P）

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 計画期間
- 3 計画作成体制
 - (1) 実施体制
 - (2) 作成の経過
- 4 地域計画の位置づけ
 - (1) 上位・関連計画の位置づけ
 - (2) 上位計画の概要
 - (3) 関係計画の概要
 - (4) 個々の文化財の保存活用計画
 - (5) 熊本県文化財保存活用大綱
- 5 南阿蘇村における文化財の定義
 - (1) 本計画における文化財の定義
 - (2) 地域区分について

第1章 南阿蘇村の概要（10 P）

- 1 自然的・地理的環境
 - (1) 位置・自然
 - (2) 気候
 - (3) 地形・地質
 - (4) 植生
 - (5) 自然災害
- 2 社会的状況
 - (1) 人口
 - (2) 観光
 - (3) 交通
 - (4) 産業
 - (5) 文化財関係施設

- 3 歴史的背景
 - (1) 先史
 - (2) 古代
 - (3) 中世
 - (4) 近世
 - (5) 近現代
 - (6) 現代

第2章 南阿蘇村の文化財の概要 (22P)

- 1 南阿蘇村内の文化財の概要
 - (1) 指定等文化財の状況
 - (2) 未指定文化財の状況
- 2 文化財類型ごとの概要
 - (1) 有形文化財(建造物(石造物)、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料(書跡・典籍・古文書など)

考古資料

- (2) 無形文化財
- (3) 民俗文化財
- (4) 記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)
- (5) 文化的景観
- (6) 伝統的建造物(石造物)群
- (7) 文化財の保存技術
- (8) その他
- 3 関連する制度について
 - (1) 世界農業遺産
 - (2) ユネスコ世界ジオパーク
 - (3) 国立公園
 - (4) 水の郷百選
 - (5) 昭和・平成の名水百選
 - (6) 疏水百選

第3章 南阿蘇村の歴史文化の特性 (28P)

- 1 豊富な水源とその活用
- 2 生業と一体となった草原・森林景観
- 3 自然災害と人々の関わり
- 4 阿蘇神話と関わりあう神社・自然・地名
- 5 人々の心を支える社寺や石造物

第4章 南阿蘇村の文化財に関する既往の把握調査について（33P）

- 1 文化財の把握調査
- 2 個別の文化財の調査
- 3 村内文化財の把握調査の状況

第5章 南阿蘇村における文化財の保存と活用の基本理念・方向性（35P）

第6章 南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する課題・方針（37P）

- 1 南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する課題
 - (1) 【方向性①】《守り、つなげる》ための課題
 - (2) 【方向性②】《活かし、ひろげる》ための課題
 - (3) 【方向性③】《共に、かかわる》ための課題
- 2 南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する方針
 - (1) 【方向性①】《守り、つなげる》ための方針
 - (2) 【方向性②】《活かし、ひろげる》ための方針
 - (3) 【方向性③】《共に、かかわる》ための方針

第7章 南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する措置（41P）

- 1 【方向性①】《守り、つなげる》ための措置
- 2 【方向性②】《活かし、ひろげる》ための措置
- 3 【方向性③】《共に、かかわる》ための措置

第8章 関連文化財群について（46P）

- 1 関連遺産群の設定の考え方と目的
- 2 関連文化財群
 - (1) 南阿蘇村の「水と農業」の歴史
 - (2) 古代から続く阿蘇家とのつながり
 - (3) 交通の中継点としての南阿蘇村

第9章 文化財の保存・活用の推進体制（56P）

- 1 計画の推進体制
 - （1）村民や南阿蘇村の文化財に関心がある人
 - （2）所有者
 - （3）他団体
 - （4）学識者
 - （5）行政
- 2 計画の進捗管理と自己評価

資料（P60）

- 資料1 指定等文化財
- 資料2 未指定文化財リスト
- 資料3 南阿蘇村の文化財に関する村民アンケート調査結果

序章 文化財保存活用地域計画の作成

1 計画作成の背景と目的

南阿蘇村には指定・未指定を問わず多くの文化財が存在し、地域の人々に大切にされてきました。南阿蘇村は、平成17年(2005年)に白水村・久木野村・長陽村の3村が合併して誕生しました。合併以前には各村ともに村史編さん事業を通じて多くの文化財調査が行われ、保存・活用が推進されてきました。

しかし、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という）などの災害によって多くの文化財が被害を受けたことや少子高齢化による文化財の担い手や管理者等の減少による文化財の散逸、消滅などの問題が近年浮き彫りになりました。文化財はこれまで生涯学習や学校教育といった教育分野において地域学習の面で活用されてきましたが、これだけに留まらず地域が営んできた歴史を明確に示すものであり、その土地の習俗・慣習等のアイデンティティ形成に成り得るものとして様々な分野で活用可能であり、観光や地域づくりにも役立つ貴重な地域資源です。今後、文化財を将来にわたって適切に保護していくためには、文化財を保存するだけでなく、活用することによって村民に文化財の価値を知ってもらう必要があります。そのことから南阿蘇村では、文化財保護法第183条の3の規定に係る文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という）を作成しました。

地域計画を作成することで、南阿蘇村に所在する文化財の現状を把握し課題を分析するとともに、官民一体となり適切な文化財の保存と活用に取り組んでいきます。

2 計画期間

本計画の運用期間は9年間（令和7年(2025年)度～令和15年(2033年)度まで）とし、前期（令和7年(2025年)度～令和11年(2029年)度）・後期（令和12年(2030年)度～令和15年(2033年)度）の区分を設定します。そして、村の最上位計画である南阿蘇村総合計画との整合性や、社会的な要因、調査・整備の進捗、財政状況、計画の進捗等を鑑み必要に応じて適宜見直しを行います。

その際、計画期間の変更や、本村に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に大きく支障が生じるおそれのある変更が発生した場合は、文化庁長官による変更の認定を行います。

なお、上記以外の軽微な変更を行った場合は、変更内容について熊本県及び文化庁へ情報提供を行います。

年度	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16
南阿蘇村 総合計画	後期基本計画 第2次 総合計画	前期基本計画				後期基本計画				前期基本計画 第4次 総合計画
南阿蘇村 文化財 保存活用 地域計画	第1次南阿蘇村文化財保存活用地域計画(9ヶ年) 令和7年(2025)度～令和15年(2033)度									第2次 計画
	前期					後期				第2次 計画 検討

3 計画作成体制

(1) 実施体制【R6年12月2日現在】

地域計画の作成にあたっては、南阿蘇村教育委員会社会教育係が事務局となり、令和5年(2023年)度から南阿蘇村文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という）を組織し、計画案の検討を行いました。また、庁内検討部会で審議を行い、南阿蘇村文化財保護委員会から意見を聴くとともに、文化庁、熊本県へ進捗を報告し、指導・助言を受けて作成しました。

表 0-1 南阿蘇村文化財保存活用地域計画協議会

区分	氏名	所属	年度	備考
学識経験者	田中 尚人	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授	R5~R6	
	竹原 明理	熊本博物館 学芸員	R5~R6	
南阿蘇村行政	今村 了介	南阿蘇村教育長	R5~R6	
文化財保護団体等	笠野 次雄	南阿蘇村文化財保護委員会 委員長	R5~R6	熊本県文化財保護指導委員
	丸野 健一郎	みなみあそ観光局 代表理事 南阿蘇村商工会 会長	R5~R6	
	今村 孝明	南阿蘇村文化協会 会長	R5~R6	
	宮田 義久	南阿蘇村区長会 会長	R5~R6	
	飛瀬 孝治	長野岩戸神楽保存会 会長	R5~R6	県指定・国選択文化財保存団体
	山村 匡亮	宗教法人正教寺 住職	R5~R6	村指定有形文化財所有者
熊本県教育委員会	能登原 孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事	R5	学芸員
	木庭 真由子	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事	R6	学芸員
熊本県	花田 杜綺	熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課 主事	R5	学芸員
	川路 祥隆	熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課 主任主事 熊本県企画振興部阿蘇草原再生・世界遺産推進課 主任主事	R6	学芸員
事務局	福本 道昭	南阿蘇村教育委員会事務局 事務局長	R5	
	古澤 太介	南阿蘇村教育委員会事務局 次長	R5	
		南阿蘇村教育委員会事務局 事務局長	R6	
	渡邊 清太	南阿蘇村教育委員会事務局 次長	R6	
	竹永 昂平	南阿蘇村教育委員会事務局 主事	R5~R6	学芸員
	出田 静香	南阿蘇村役場 政策企画課 主事	R5	
	武内 裕登	南阿蘇村役場 産業観光課 主事	R5	
		南阿蘇村役場 企画観光課 主事	R6	
古賀 遼也	サーベイリサーチセンター南九州事務所	R5~R6		
古賀 麗澄	サーベイリサーチセンター南九州事務所	R5		

表 0-2 南阿蘇村文化財保存活用地域計画庁内検討部会

課名等	氏名	年度	係る事務
南阿蘇村 教育長	今村 了介	R5~R6	教育・文化財に関すること
南阿蘇村教育委員会事務局 事務局長	福本 道昭	R5	
	古澤 太介	R6	
南阿蘇村 総務課 課長	藤本 哲章	R5~R6	首長部局代表・防災教育に関すること
南阿蘇村 政策企画課 課長	野口 幸広	R5~R6	村づくり・震災遺構に関すること
南阿蘇村 産業観光課 課長	今村 洋一	R5~R6	観光・商業に関すること
南阿蘇村 企画観光課 課長	野口 幸広	R6	村づくり・震災遺構に関すること
			観光・商業に関すること
南阿蘇村 水・環境課 課長	今村 隆博	R5~R6	景観に関すること
南阿蘇村 農政課 課長	下田 朱美	R5	草原教育に関すること
	今村 洋一	R6	

表 0-3 南阿蘇村文化財保護委員会

区分		氏名	年度	備考
学識経験者	郷土史 (白水地区)	笠野 次雄	R5~R6	委員長 熊本県文化財保護指導委員 (R5 年度まで)
学識経験者	郷土史 (久木野地区)	藤崎 英廣	R5~R6	副委員長
学識経験者	郷土史・宗教史 (久木野地区)	菊池 颯正	R5~R6	元久木野村文化財保護委員会委員 浄土真宗大谷派 前住職
学識経験者	郷土史 (長陽地区)	児玉 みどり	R6	南阿蘇村副村長

(2) 作成の経過

地域計画作成にあたり、令和3年(2021年)度より事前の悉皆調査を行い南阿蘇村の文化財の確認作業を令和5年(2023年)度にかけて実施しました。また、文化財に関するアンケート調査を区長・村民を対象として実施しました。

これらの情報を踏まえて、協議会、庁内検討部会で計画案を作成し、文化財保護委員会における意見聴取、**パブリックコメントを令和6年(2024年)11月 日より実施し**、文化庁及び熊本県からの指導・助言を受けて成案としました。

計画作成のために開催した会議等のスケジュールと概要を以下に示します。

表 0-4 文化財保存活用地域計画作成スケジュール

会議等	項目	概要	
令和5年(2023年)度	7月24日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保存活用地域計画」について ・今後のスケジュールについて ・南阿蘇村の概要 ・南阿蘇村教育委員会実施の調査について ・アンケートの実施について
	9月6日~10月4日	区長アンケート	区長(計37人)に対する文化財についてのアンケート調査
	10月1日~10月17日	広報情報提供調査	村内の個人住宅等にある文化財についての調査
	10月中旬~10月31日	村民アンケート	村民(計1,400人)に対する文化財についてのアンケート調査
	10月10日	第1回庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保存活用地域計画」について ・今後のスケジュールについて
	10月10日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・南阿蘇村の概要 ・南阿蘇村教育委員会実施の調査について
	10月31日	文化庁協議(オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施について
	11月13日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回協議会資料の修正及び質問事項への回答 ・アンケート結果について(速報) ・地域計画の課題と関連文化財群の素案例について
	12月12日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回協議会資料の修正及び質問事項への回答 ・アンケート結果について(速報) ・地域計画の課題と関連文化財群の素案例について
	1月23日	文化庁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案の確認について ・南阿蘇村の歴史文化の特徴について
2月8日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・南阿蘇村文化財保存活用地域計画骨子案及び内容説明 ・南阿蘇村の歴史文化の特徴について ・南阿蘇村における保存・活用に関する課題について 	
令和6年(2024年)度	5月8日~5月9日	文化教協議	文化庁現地指導
	6月17日	第2回庁内検討部会	・南阿蘇村の課題解決にむけた措置表作成の協議
	6月26日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案への追記事項内容説明について ・方針・措置及び体制について
	7月12日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案への追記事項内容説明について ・方針・措置及び体制について
	9月4日	文化庁協議(オンライン)	・骨子案の確認、助言
	9月26日	文化庁協議(オンライン)	・骨子案の確認、助言
	10月7日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業案の提示について ・パブリックコメントについて
	11月7日	第3回庁内検討部会	・南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する措置の確認について
	11月12日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の提示について ・パブリックコメントについて
	11月25日~12月6日	パブリックコメント	・ホームページ及び窓口で実施
	1月中旬~下旬	第6回協議会	・最終案の提示について(予定)
	1月下旬~2月上旬	文化財保護委員会	・地域計画の承認について(予定)

4 地域計画の位置づけ

(1) 上位・関連計画の位置づけ

『南阿蘇村文化財保存活用地域計画』は文化財保護法第183条の3の規定を根拠とし、令和2年(2020)度に策定された『熊本県文化財保存活用大綱』を勘案し、令和4年(2022)度に策定された南阿蘇村の最上位計画である『第2次南阿蘇村総合計画(後期)』や『第2次南阿蘇村教育大綱』をはじめとする各計画と整合性を図りながら作成し、運用します。

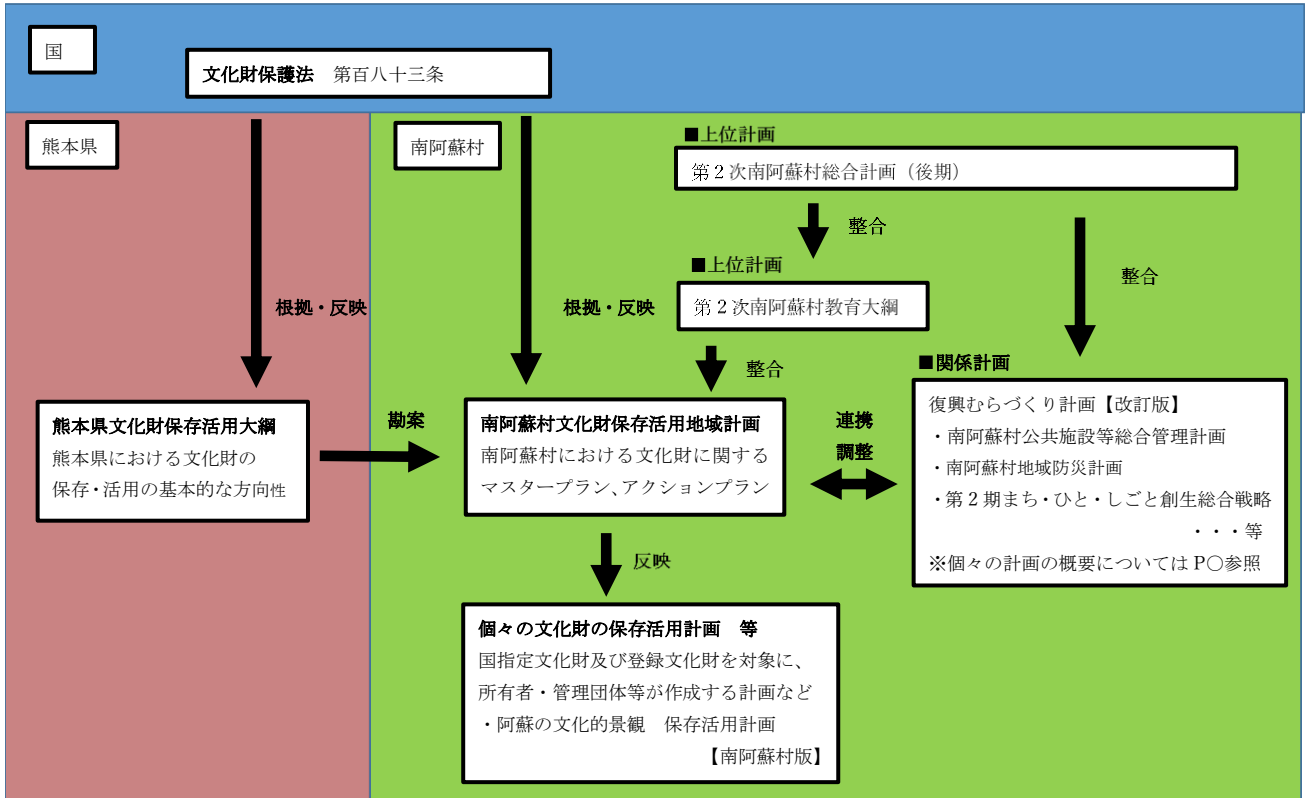


図 0-1 上位計画及び関係計画との関係

(2) 上位計画の概要

1) 第2次南阿蘇村総合計画(後期) 令和4年(2022年)度～令和7年(2025年)度

総合計画は、南阿蘇村における最上位計画であるとともに、南阿蘇村の基本構想を示すものであり、後期計画については前期計画の検証、見直しを行った上で政策と施策を策定したものです。

南阿蘇村では政策の大きな柱として「環境」・「活力」・「暮らし」を掲げており、30の施策が明記されています。文化財行政については「活力」の施策15に方針を示しており、「文化財が適切に保存されること」、「地域の文化財に興味を持つ人が増えること」、「文化財が地域資源として活用されること」が将来の姿として挙げられるとともに、地域計画の作成によって村と地域で協力して文化財を守る体制を推進します。

2) 第2次南阿蘇村教育大綱 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度

【現在第3次計画策定中のため今後差し替え】

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により地方公共団体が定めることが義務づけられています。本計画は国の「第3次教育基本計画」及び「第2次南阿蘇村総合計画」を踏まえて定められており大きく7つの基本方針を定めています。その5つ目の方針として「地域文化の振興」があり、村民が歴史・文化・自然への理解を深め、地域資源として活用していくことを謳っていることから文化遺産についても保持・保存に努めます。

(3) 関係計画の概要

1) 南阿蘇村地域防災計画 平成17年(2005年)度～(毎年修正)

本計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、南阿蘇村防災会議が作成する計画であり、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧策を実施することにより、村域内における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。また、災害における文化財の被害報告については、その対象を文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物(石造物)群としており、復旧については、必要に応じ国庫補助事業及び県補助事業として、国、村、関係機関及び被災文化財の所有者等と連携して行っていきます。

2) 南阿蘇村景観計画 平成26年(2014年)度～

南阿蘇村景観計画は、「景観法」第8条に基づき、「南阿蘇村総合計画」の基本政策の実現に向け展開する施策です。本計画は「阿蘇の文化的景観」を生かすために阿蘇地域7市町村で策定した「阿蘇地域づくりビジョン」と連携し、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とします。本計画では歴史文化資源の後継者不足を課題の一つとしており、自然や歴史に関連する景観を生かした取組を展開していくことで、各地域の魅力資源やその周辺を演出することとします。

3) 南阿蘇村公共施設等総合管理計画 平成29年(2017年)度～令和8年(2026年)度

南阿蘇村が所有する公共施設を建設系公共施設、インフラ系公共施設の2つに分類し、整理を行い、更に細分化して、現状と課題を把握し、目標と施設等の維持管理方針の検討を行っています。建設系公共施設として、社会教育系施設の「阿蘇白水郷美術館」と「長陽郷土資料館」があり、施設の利用状況や地域の実状等を考慮し、施設の適正化や改修・建替えを行う必要があります。(※阿蘇白水郷美術館については令和4年(2022年)度に売却を行っている。)

4) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度

南阿蘇村における人口の現状と将来の展望を策定し、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものであり、大きく4つの基本目標を設定しています。基本目標2の施策①「観光客誘客のための環境整備の推進」において、歴史や文化を活用し村の魅力を国内外にPRを行います。また、施策②「観光資源の発掘と活用の支援」では、豊かな景観や伝統文化を生かして観光地づくりを行います。

5) 南阿蘇村復興むらづくり計画【改訂版】令和2年(2020年)度～令和7年(2025年)度

熊本地震や豪雨災害により甚大な被害を受けた村民生活の早期再建をはじめとして、地域社会的機能や社会経済活動、インフラやライフライン、生業等の迅速な復旧・復興を目指し、更なる発展につなげるための指針です。復旧期（平成28年(2016年)度～平成30年(2018年)度）～再生期（令和元年(2019年)度～令和3年(2021年)度）においては神社等（地域コミュニティ施設）の文化財が復旧されました。また、震災遺構の中には村指定文化財の床瀬川橋（銭瓶橋）が含まれており、併せて保存・活用が行われています。

6) 南阿蘇村国土強靱化地域計画 令和2年(2020年)度～令和7年(2025年)度

本計画は「国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、南阿蘇村においては平成24年(2012年)に発生した熊本県広域大水害や平成28年(2016年)の熊本地震、その他地域特性を踏まえて「南阿蘇村総合計画」や「復興むらづくり計画」を勘案して策定しています。今後起こり得る大規模災害に対し、ハード・ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備し、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や、機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指します。

7) 南阿蘇村農村環境計画 令和3年(2021年)度～

この計画は平成13年(2001年)の「土地改良法」の改正により、農業農村整備事業実施において「環境との調和に配慮」した事業の実施が求められるようになり、南阿蘇村の農村地域における環境の現状を把握し、環境保全に対する将来像や基本方針、施策の方向性等を定めていく必要性から策定しました。農村環境計画における整備計画では、基本方針として特に長陽地域において「歴史・文化資源の保全・継承」をあげており、地域活動と連携して保全・継承を行います。

8) 南阿蘇過疎地域持続的発展計画書 令和3年(2021年)度～令和7年(2025年)度

南阿蘇村では熊本地震の影響により人口の流出が拡大しています。そこで復旧・復興と合わせて移住・定住策にも傾注し次第に移住や定住の希望者も増加しています。しかし、具体的な支援計画や展望が不足しており支援体制の整備が必要となるため、各種施策の連携・支援により、安心して住み続けられる地域の持続的発展に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、地域文化の振興に対しては、神楽等の伝統文化や阿蘇の文化的景観といった文化財があり、今後保存活用していくためにも、文化財保存活用計画を策定すると明記しました。

(4) 個々の文化財の保存活用計画

1) 阿蘇の文化的景観保存計画【南阿蘇村版】

本計画は阿蘇郡市7市町村を対象とし、カルデラ火山を中心とした草原活用による循環型農業をはじめとする「阿蘇らしい暮らし」を守るために、本質的価値を有する「重要な構成要素」として特定し、文化財保護法に基づき重要文化的景観として選定の申出を行いました。

本計画では、南阿蘇村の文化的景観を保存管理するために必要な行為等を整理し記載すると共に、地域固有の特性を尊重しながら、景観づくり・地域づくりをすることを目指します。

(5) 熊本県文化財保存活用大綱

熊本県文化財保存活用大綱は、熊本県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策を定めたものです。大綱の作成時には「みんなでつくる大綱にする」という標語のもと、県内を6地域に分け市町村担当者との意見交換を行っています。基本方針として「文化財をまもる」、「文化財を活かす」、「文化財を伝える」、「人・組織を育てる」という4点を掲げており、県が取り組む措置と県から市町村への支援について明記されています。

5 南阿蘇村における文化財の定義

(1) 本計画における文化財の定義

本計画では、文化財保護法第2条の1から5で定義する文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物(石造物)群の6類型）に加え、埋蔵文化財、文化財の保存技術のほか、これまで文化財として認識されづらかった伝承、方言、地名等についても含め広く捉えて、「文化財」と定義することとします。

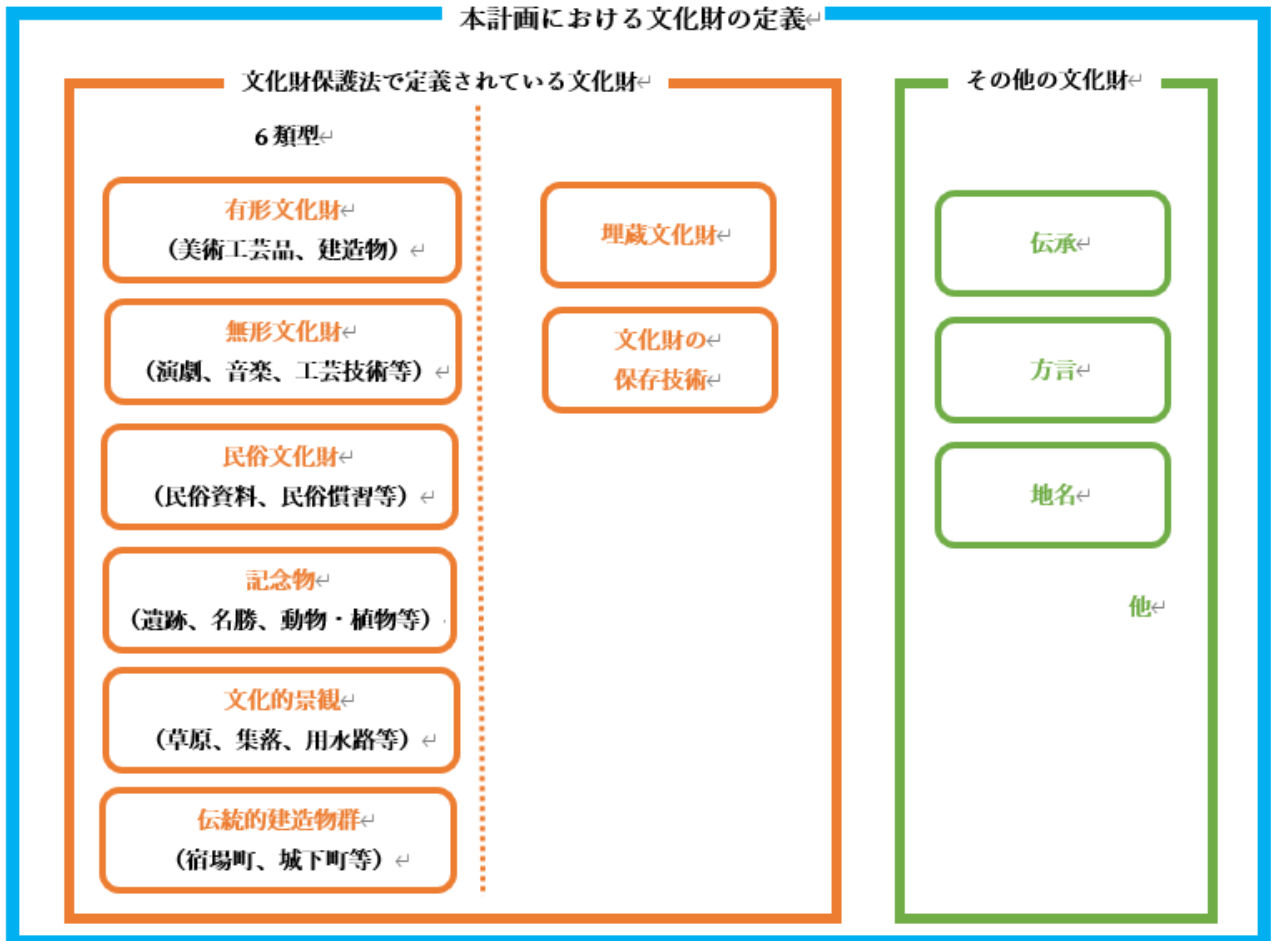


図 0-2 本計画における文化財の定義

(2) 地域区分について

本計画では、地域の歴史や地域による文化財の特性等を鑑み、旧村単位で各行政区の文化財を整理します。



地区（旧村）	行政区
白水地区	両併一区、両併二区、両併三区、白川区、吉田一区、吉田二区、吉田三区 一関一区、一関二区、中松一区、中松二区、中松三区
久木野地区	第1駐在区、第2駐在区、第3駐在区、第4駐在区、第5駐在区、第6駐在区 第7駐在区、第8駐在区、第9駐在区
長陽地区	東下田区、下田区、加勢区、川後田区、喜多区、栃木区、袴野区、沢津野区 黒川区、長野区、乙ヶ瀬区、下野区、立野区、新所区、赤瀬区、立野駅区

図 0-3 本計画における地域区分

第1章 南阿蘇村の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置・自然

南阿蘇村は、平成 17 年(2005 年)に白水村、久木野村、長陽村の 3 村が合併し誕生した村で、阿蘇カルデラでも南部の南郷谷と呼ばれる地域の西側に位置しています。村を東西に横切るように流れる白川を中心に、兩岸の河岸段丘を棚田及び段々畑、その南北を居住地として利用しており、展望性のある田園風景を形成しています。村の総面積は 137.30 km²であり、標高 600m 以上の場所は大部分が山林、原野となっています。阿蘇の草地は、1,000 年以上にわたり、放牧や耕作地へ堆肥を供給する場などとして継続的に利用されており、現在も生活と深く関わり合いながら、輪地切りや野焼きを行うことによって維持されています。

さらに、白川水源や竹崎水源など多数の水源があり今なお生活用水として使用されているほか、村の西側の立野火口瀬近くでは白川が阿蘇谷を北から流れてくる黒川と合流し、熊本平野へと流れているなど、「水の生まれる郷」としても知られています。



図 1-1 南阿蘇村の位置

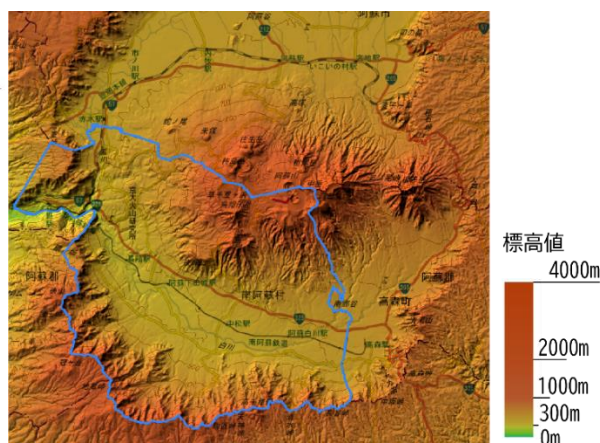


図 1-2 南阿蘇村の標高 (国土地理院電子国土 Web)

(2) 気候

南阿蘇村の気候は山地型気候区に属し、特に降水量が多い地域で、寒暖の差が大きく比較的冷涼で過ごしやすい気候です。気象庁の気象データに基づく平成 27 年(2015 年)～令和 4 年(2022 年)までの平均値をみると、平均気温値は 14.5℃、平均降水量は 236.1mm となっています。同時期の熊本市の平均気温値 17.6℃、平均降水量 176.1mm と比較すると、県内でも特徴的な気候の地域となっています。

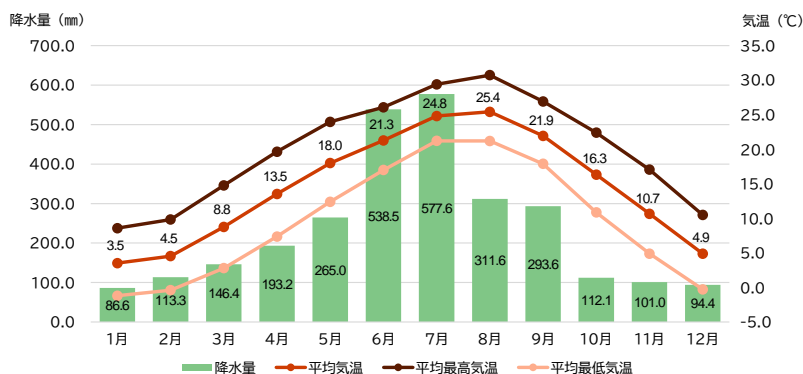
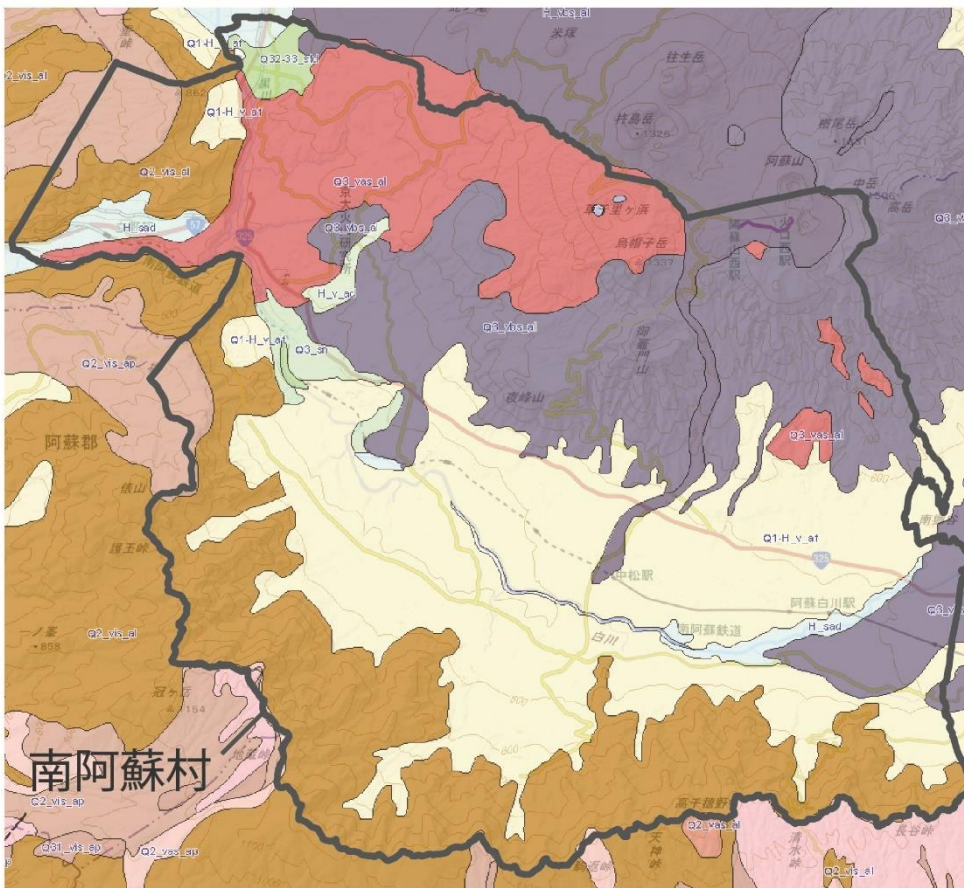


図 1-3 南阿蘇村の気温・降水量の年間推移 (2015-2022 平均値)

(3) 地形・地質

南郷谷は、阿蘇谷と同じくかつて湖だった場所が立野火口瀬の決壊により湖水が干上がって形成された谷地であると考えられており、谷底の河床勾配が阿蘇谷より大きく、河川による山腹や谷底の浸食が進んでいます。北側にある中央火口丘群の山腹と南側にあるカルデラ内壁の南側外輪山斜面の間隔が阿蘇谷に比べ狭く、白川の流れによって谷が削られ階段状の地形を形成していることが特徴です。

また、南郷谷を形成しているのは大部分が新生代の地層で、中央火口丘群部、カルデラ内の平地部、外輪山部の3つに大きく分けられます。阿蘇谷に比べ火山灰、火山礫などの火山性の土砂の堆積は少なく、村の東側には火山灰、溶岩、土石流などの厚い堆積層からなる乏水性の台地が発達しています。



凡例

H_sad	新生代 第四紀 完新世、堆積岩、谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物
Q32-33_std	新生代 第四紀 後期更新世中期～後期更新世後期、堆積岩、段丘堆積物
Q3_en	新生代 第四紀 後期更新世、堆積岩、非海成層
H_v_ad	新生代 第四紀 完新世、火成岩、火山岩 岩屑なだれ堆積物
Q1-II_v_af	新生代 第四紀 更新世 ジェラシアン期～完新世、火成岩、火山岩 火山麓扇状地堆積物
H_vbs_al	新生代 第四紀 完新世、火成岩、玄武岩 溶岩・火砕岩
Q3_vbs_al	新生代 第四紀 後期更新世、火成岩、玄武岩 溶岩・火砕岩
Q2_vis_al	新生代 第四紀 更新世 チバニアン期、火成岩、安山岩・玄武岩 貫安山岩 溶岩・火砕岩
Q31_vis_ap	新生代 第四紀 後期更新世前期、火成岩、安山岩・玄武岩 貫安山岩 大規模火砕流
Q2_vis_ap	新生代 第四紀 更新世 チバニアン期、火成岩、安山岩・玄武岩 貫安山岩 大規模火砕流
Q3_vas_al	新生代 第四紀 後期更新世、火成岩、デイサイト・流紋岩 溶岩・火砕岩
Q2_vas_al	新生代 第四紀 更新世 チバニアン期、火成岩、デイサイト・流紋岩 溶岩・火砕岩
Q31_vas_ap	新生代 第四紀 後期更新世前期、火成岩、岩 大規模火砕流
Q2_vas_ap	新生代 第四紀 更新世 チバニアン期、火成岩、デイサイト・流紋岩 大規模火砕流

図 1-4 南阿蘇村の地質（出展：20 万分の 1 日本シームレス地質図 V2 を加工して掲載）

(4) 植生

阿蘇地域に分布する植物の数は約 1,600 種と言われ、特に、草原には 600 種以上の植物が生育しています。大陸系依存植物のノヤナギやキスミレ、湿地に生息するオグラセンノウやヒゴシオンなどの希少な植物が自生しています。また、森林と草原両方の自然環境に恵まれていることから、多様な鳥類や昆虫類が見られます。中央火口丘群側の山頂から下方へ植生の変化をみると、植生が未発達な火山荒原に始まり、ミヤマキリシマの群落、低木林へと変わり、標高 800m 付近から下部に草原、その下部 600m 付近には人工林、500m 付近から農耕地と移り変わっています。外輪山側では、約 1,000m の頂上から、広葉樹林、草原、人工林、農耕地へと順次移り変わっており、外輪山頂上付近にはナラ、カシ、ケヤキ、ヤマザクラ等の原生林が残されています。

(5) 自然災害

1) 水害

昭和 28 年(1953 年)6 月の 6.26 大水害や、平成 24(2012 年)年 7 月の九州北部豪雨など、南阿蘇村では過去に大規模な水害が何度も発生しており、人的被害、住宅被害など、土石流等により甚大な被害を受けています。地球環境の変化によって今後もこのような水害が発生する可能性があり、文化財への影響や対策について事前に考えておく必要があります。

2) 地震

平成 28 年(2016 年)4 月、2 度の震度 6 強以上という大きな地震が南阿蘇村を襲い、甚大な被害が発生しました。近年、地震の影響で被災した未指定文化財に対しての修理の相談が増加しており、村と地域が協力して文化財を守る体制が必要となってきました。また、阿蘇大橋の橋げたや旧東海大学阿蘇キャンパスなど、地震の痕跡を後世に伝える各地の震災遺構を保存・活用するため、熊本県が令和 5 年(2023 年)7 月に熊本地震震災ミュージアム KIOKU を開館し防災教育の拠点となっています。

表 1-1 熊本地震人的被害数(令和元年 12 月時点)

死亡者	31 名(関連死 15 名含む)
重傷者	31 名
軽傷者	120 名

表 1-2 熊本地震建物被害数(令和 3 年 1 月時点)

全壊	699 世帯
半壊	989 世帯
一部損壊	1,173 世帯

表 1-3 熊本地震文化財被害数(令和 5 年 7 月時点)

長陽地区	32 件
白水地区	16 件
久木野地区	14 件

表 1-4 熊本地震被害(その他)

ライフライン	村内全体で停電発生、最大 3,761 世帯(約 80%)で断水発生
交通インフラ	JR 豊肥本線・南阿蘇鉄道の不通 主要道路(国道 57 号線・阿蘇大橋、長陽大橋、俵山トンネル等)の寸断
農業被害	農地の地割れ、農業用水路の被災、人手不足の悪化
観光被害	アクセス悪化、施設被災、風評による観光客激減
その他	山腹崩壊及びその後の豪雨による土砂崩れ多数

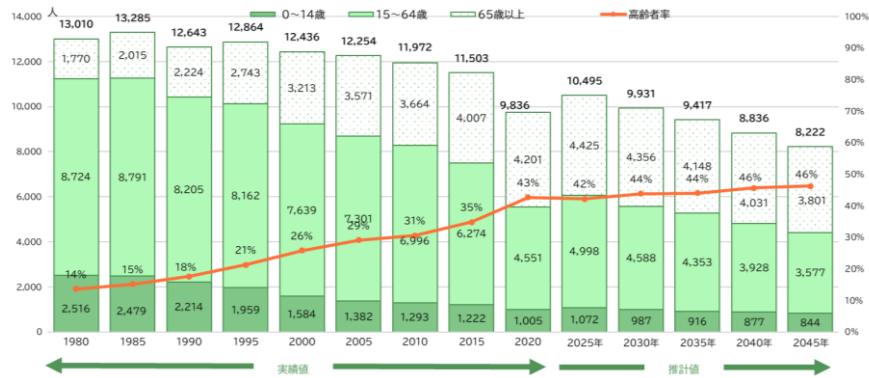
出典：南阿蘇村復興むらづくり計画

2 社会的状況

(1) 人口

南阿蘇村の人口は、**総人口 10,144 人**【最終改訂の人口を記載】で、男性 4,933 人、女性 5,211 人、世帯数 4,745 世帯となっています。人口は昭和 60 年(1985 年)にピークがあり 13,285 人でしたが、その後緩やかに減少しています。少子高齢化も進んでおり、昭和 55 年(1980 年)には 0～14 歳までの人口は 2,516 人、65 歳以上は、1,770 人だったのに対し、平成 2 年(1990 年)から 0～14 歳の人口を 65 歳以上の人口が上回り、令和 2 年(2020 年)には 0～14 歳の人口は 1,005 人、65 歳以上の人口が 4,201 人となっています。令和 7 年(2025 年)以降の推計値については、令和 12 年(2030 年)には 1 万人を下回り 9,931 人となり、令和 27 年(2045 年)には 8,222 人になると推計されています。

また、過去 10 年間の人口の増減についてみると、社会増減（転出数、転入数）は減少傾向にあり、平成 25 年(2013 年)以降は転入数を転出数が上回っていますが、近年では差が小さくなっています。自然増減（出生数、死亡数）を見ると出生数が減少傾向にあるのに対し、死亡数が増加しています。今後さらに少子高齢化が進むことが予想されることから、文化財の保存・活用、継承においても、少なからず実質的な影響を被ることが懸念されます。



(単位:人)

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	2,516	2,479	2,214	1,959	1,584	1,382	1,293	1,222	1,005	1,072	987	916	877	844
15～64歳	8,724	8,791	8,205	8,162	7,639	7,301	6,996	6,274	4,551	4,998	4,588	4,353	3,928	3,577
65歳以上	1,770	2,015	2,224	2,743	3,213	3,571	3,664	4,007	4,201	4,425	4,356	4,148	4,031	3,801
総人口数	13,010	13,285	12,643	12,864	12,436	12,254	11,972	11,503	9,836	10,495	9,931	9,417	8,836	8,222

図 1-5 南阿蘇村の人口と将来推計

(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

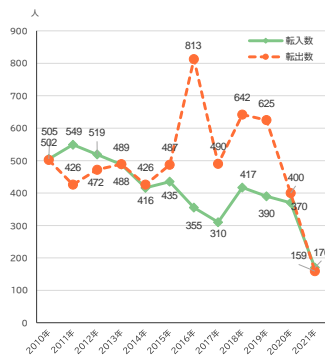


図 1-6 転出数・転入数の推移

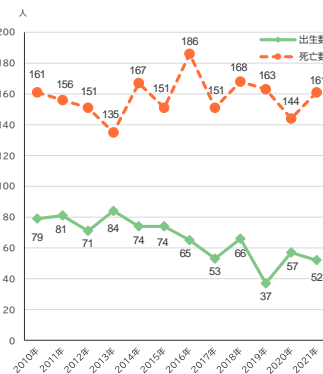
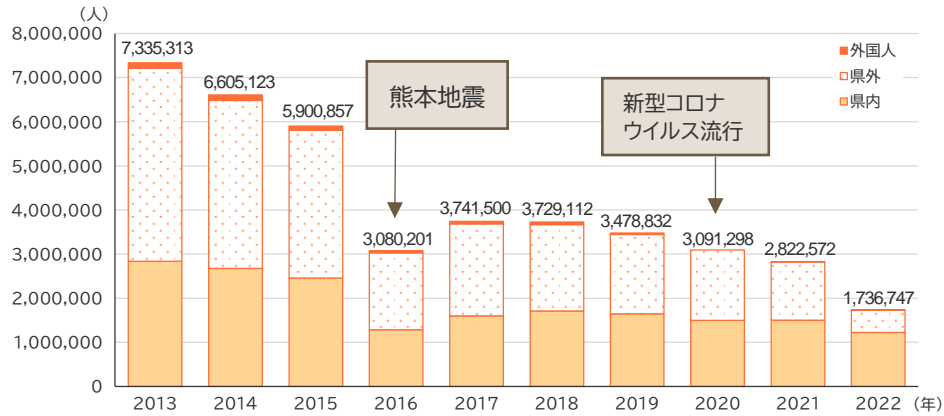


図 1-7 出生数・死亡数の推移

(2) 観光

南阿蘇村には、自然景観や水源など多くの観光資源があり、それらを生かした施設なども多く、熊本県内でも観光客の多い地域です。しかし、熊本地震を機に、県内外の観光客は大幅に減少しており、近年では新型コロナウイルス感染症の流行により海外や県外からの観光客が減少傾向にあります。



(単位:人)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
県内客	2,838,260	2,677,182	2,457,452	1,284,455	1,599,070
県外客	4,374,292	3,805,153	3,346,999	1,743,288	2,088,658
外国人	122,761	122,788	96,406	52,458	53,772
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
県内客	1,711,455	1,644,925	1,496,831	1,502,231	1,225,503
県外客	1,957,377	1,799,003	1,594,467	1,319,722	509,204
外国人	60,279	34,904	—	619	2,040

図 1-8 観光客数の推移

(3) 交通

道路交通網は、主要道路である国道 325 号が東西を貫き、西は新阿蘇大橋を経て阿蘇市や大津町へ、東は高森町へとつながっています。平成 28 年(2016 年)4 月に発生した熊本地震により落橋した阿蘇大橋は、元の場所から 600m 下流に架橋され令和 3 年(2021 年)3 月 7 日に開通しました。また、村の南側を東西に伸びる県道 28 号線は、西は俵山トンネルを抜けて西原村へ、東は高森町へとつながっています。

鉄道は、南阿蘇鉄道が村内の中心を東西に貫いて走っています。南阿蘇鉄道においても熊本地震で大きな被害を受け平成 28 年(2016 年)7 月からは中松—高森間のみで運行されてきましたが、令和 5 年(2023 年)7 月に全線復旧し、不通となっていた立野—中松間の運行を再開しました。地域の日常生活の主要な交通機関としてだけでなく、観光路線としてトロッコ列車を運行するなど、地域の活性化に寄与しています。

バスは、村内周辺ではコミュニティバスの「南阿蘇ゆるっとバス」が白水コース(立野駅⇄高森中央、旧国道 325 号)と、久木野コース(南阿蘇村役場⇄高森中央、県道 28 号)の 2 経路で運行しています。また、村外へのバスは、快速「たかもり号」(熊本市内⇄高森町)が中松や白川水源を経由しており、特急「たかちほ号」(熊本市内⇄高千穂・延岡)が久木野を経由し運行しています。

(4) 産業

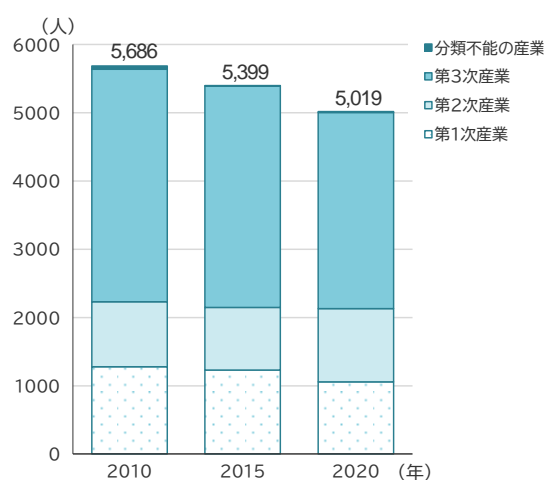
南阿蘇村の産業を就業者数からみると、令和2年(2020年)において第1次産業が1,056人、第2次産業が1,075人、第3次産業が2,872人となっており、第3次産業が全体の57%を占めています。就業者数の推移(平成22年(2010年)~令和2年(2020年))をみると、就業者数は減少傾向となっています。産業別にみると第2次産業が増加傾向にありますが、第1次産業の就業者は減少しており文化的景観(田園景観、森林景観)などの維持、継承が難しくなっていくことが懸念されます。また、第3次産業の中では、宿泊業・飲食サービス業や卸売業・小売業が中心となっていますが、少子高齢化による担い手不足など、課題点も多いと考えられます。

第2次南阿蘇村総合計画【改訂版】後期基本計画(令和4年(2022年)度~令和7年(2025年)度)では、農業公社の活用や鳥獣害対策による耕作放棄地の減少とともに、森林経営管理制度を活用した林業経営の安定化に取り組むほか、農商工連携による地域ブランド商品の拡大や観光客を意識した商業振興を推進することなどを目指しています。

表 1-5 令和2年(2020年)国勢調査 就業状態等基本集計

(単位:人)

区分		総数	男性	女性
第1次産業	農業	1,028	600	428
	林業	24	17	7
	漁業	4	3	1
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-
	建設業	572	492	80
	製造業	503	334	169
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	10	8	2
	情報通信業	29	22	7
	運輸業, 郵便業	143	128	15
	卸売業, 小売業	489	222	267
	金融業, 保険業	28	8	20
	不動産業, 物品賃貸業	40	21	19
	学術研究, 専門・技術サービス業	85	58	27
	宿泊業, 飲食サービス業	488	190	298
	生活関連サービス業, 娯楽業	204	86	118
	教育, 学習支援業	148	66	82
	医療, 福祉	696	171	525
	複合サービス事業	88	50	38
	サービス業(他に分類されないもの)	206	137	69
	公務(他に分類されるものを除く)	218	158	60
	分類不能の産業	16	9	7
総計		5,019	2,780	2,239



(単位:人)

	2010年	2015年	2020年
第1次産業	1,279	1,232	1,056
第2次産業	951	916	1,075
第3次産業	3,409	3,244	2,872
分類不能の産業	47	7	16
総計	5,686	5,399	5,019

(5) 文化財関係施設

1) 南阿蘇村歴史民俗資料館

本資料館は立野ダム関係の補助事業を活用し昭和 60 年(1985 年)に建設された施設です。展示室が二室あり、ホール左の展示室には昭和 56 年(1981 年)に長陽中学校の PTA により集められた大正から昭和にかけて使われていた民具と、令和元年(2019 年)に久木野民俗資料館から移された久木野地域の民具も展示されています。

また、ホール右の展示室には長陽地域で採集された土器・石器をはじめ、^ひ陽の丘遺跡や^{おかいせき}南鶴遺跡から^{みなみつるいせき}出土した土器が展示してあります。また、文化 12 年(1815 年)に発生した火山性爆発である「湯の谷大変」の資料や甲斐有雄の道しるべの現物や拓本、県指定重要文化財である「西野宮神社の梵鐘」も保管・展示されています。



図 1-9 南阿蘇村歴史民俗資料館



図 1-10 南阿蘇村歴史民俗資料館 (民俗資料室)

2) 熊本地震震災ミュージアム KIOKU

熊本地震震災ミュージアム KIOKU は、平成 28 年（2016 年）に発生した熊本地震の記憶や経験・得られた教訓を後世に伝える回廊型のフィールドミュージアム「熊本地震 記憶の廻廊」の中核拠点として熊本県が整備し、令和 5 年(2023 年)7 月に開館しました。震災遺物の展示や当時を振り返るシアター、震災遺構、各種プログラムを通じ、熊本地震の被災の様子や、発生のメカニズム、防災について学び、人と自然との共生のあり方について考えることができる施設です。

また、敷地内には被災した旧東海大学阿蘇キャンパスと地震で表出した断層をそのまま保存しており、当時の状況を伺い知ることができます。



図 1-11 熊本地震震災ミュージアム KIOKU

3) 阿蘇火山博物館

阿蘇市に所在する自然史博物館で、阿蘇山の成り立ちや火山と共生する生活、自然の中での人々の暮らしについての展示を中心とした博物館です。

阿蘇カルデラ内の文化教育の拠点として各市町村と連携しており、令和 6 年(2024 年)度より南阿蘇村と包括連携協定を結び旧立野小学校で資料整理、調査等の研究業務を行っています。



図 1-12 阿蘇火山博物館

3 歴史的背景

(1) 先史

南阿蘇村の地に人々が足を踏み入れたのは、旧石器時代と縄文時代の移行段階と考えられており、それを示す村内最古の遺跡として河陽F遺跡があります。この遺跡から旧石器時代の細石器と縄文早期の爪形文土器が共伴して出土しています。

縄文時代の南阿蘇村では、狩猟中心の生活から狩猟とともに採集を行う生活に移行したことが考えられます。村内では陽の丘遺跡や柏木谷遺跡でこの時代の土器が出土しており、河陽F遺跡の縄文期の地層からは落とし穴とみられる遺構や磨石が出土しており狩猟と採集の痕跡が遺っています。

弥生時代になると幅・津留遺跡や南鶴遺跡といった大規模集落が発見されており、石包丁が出土していることから南阿蘇村で稲作が始まったことが考えられます。また、幅・津留遺跡では金属製品が多く出土しているほか、熊本・大分・福岡などの影響を受けた土器が多く出土していることから、それら地域と密接な関係があったことが分かります。これらの集落の土壇墓等にはベンガラが使用され、その原料としては阿蘇のリモナイトを利用していたと考えられることも特徴です。

古墳時代を代表とするような集落を構成する住居跡は見つかっていませんが、柏木谷遺跡などでは古墳時代前期の円墳と方形周溝墓、中期以降の円形周溝墓と様々な墓が見つかっています。そのほかにも村指定史跡となっている六のろくのこいし古墳群では横穴式石室をもつ古墳が確認されています。

これらの古墳が見つかっていることから、南阿蘇村でも首長的性格を持った権力者がいたことが分かります。

(2) 古代

大化の改新が起こり、中央政権の体制が変わる頃に肥後国が成立しました。肥後国は13の郡（のちに14）に分かれ、現在の南阿蘇村は阿蘇郡に属していました。郡の下に郷がおかれることとなりますが、南阿蘇村がどこの郷に該当するかは明瞭ではなく、範囲としては知保郷と衣尻郷のどちらか、または両方に属していたものと推定されています。

阿蘇山では7世紀にはすでに山上での祭祀が行われており、山上の古坊中と呼ばれる山岳宗教施設には、最盛期には坊舎37、庵52があったと記録されています。古坊中の成立には神亀3年(726年)に最栄読師が阿蘇山上で十一面観世音菩薩を刻んで成立したとする説と天養元年(1144年)に阿蘇大宮司の許しを得た最栄読師が阿蘇山に住む際に成立したとする2つの説があります。この古坊中は中世末期に荒廃し、肥後に入国した加藤清正により現在の麓坊中（阿蘇市）に再興されました。



図 1-13 幅・津留遺跡（報告書より転載）

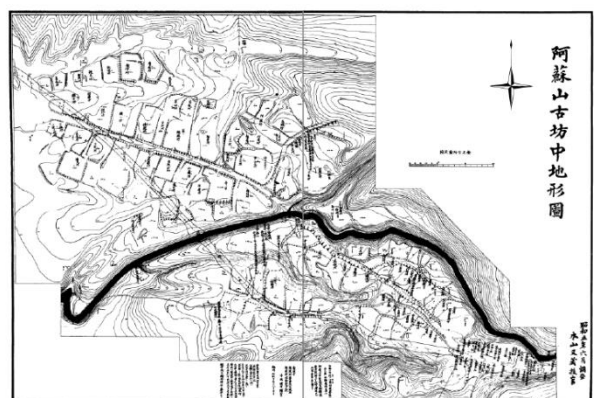


図 1-14 古坊中古地図（報告書より転載、一部加工）

(3) 中世

中世になると、阿蘇大宮司家が南郷谷に拠点に移したことが熊本県教育委員会により調査された二本木前遺跡と祇園遺跡という 2 ヶ所の館跡により推定されています。平安末期に二本木前遺跡に館が建設され、鎌倉時代になると祇園遺跡にも館が造営されるようになります。最終的に 13 世紀初めから中頃までに二本木前遺跡は館としての役割は失い、祇園遺跡に機能が移転します。その二本木前遺跡がある場所には、14 世紀中頃に光照寺が建立されています。

南北朝時代になると阿蘇大宮司家では騒乱が起こり、朝廷が南北朝に分裂したのと同じく、南郷城を拠点とする南朝側と矢部を拠点とする北朝側に分裂することとなります。この後、南朝側と北朝側は数度の戦いを繰り返し、南郷城では興国元年(1340 年)に戦いが起こり多くの戦死者が出たとされています。阿蘇大宮司家の統一に向けては、宝徳 3 年(1451 年)に南朝側の惟歳が北朝側の惟忠の養子になることなどが図られましたが、惟忠が惟歳に家督を譲らなかったことにより両家の対立は続き、最終的に阿蘇家が統一されたのは文明 17 年(1485 年)のことでした。

安土桃山時代の阿蘇は豊後の大友氏の勢力下にありましたが、天正年間に多くの中世城郭は落城を迎えます。その理由は天正 13 年(1585 年)から行われた薩摩の島津氏による阿蘇攻めであり、高森城では 3 回に渡り戦場となりました。この戦いの中で村内にあった中世城郭である長野城、下田城、駒返城などが攻め落とされ、寺院などにおいても天徳寺という寺院が兵火により焼失したと伝えられています。



図 1-15 二本木前遺跡出土木筒
(報告書より転載)

(4) 近世

肥後における近世の行政体系として独特なものとして手永制度があります。手永とは郡と村の間にあたる行政組織で南阿蘇村は高森手永と布田手永の範囲でした。高森手永の会所は、当初高森(現:高森町)に置かれていましたが、正徳年間(1711 年~1716 年)に吉田新町(現:南阿蘇村)へ移されました。明治 17 年

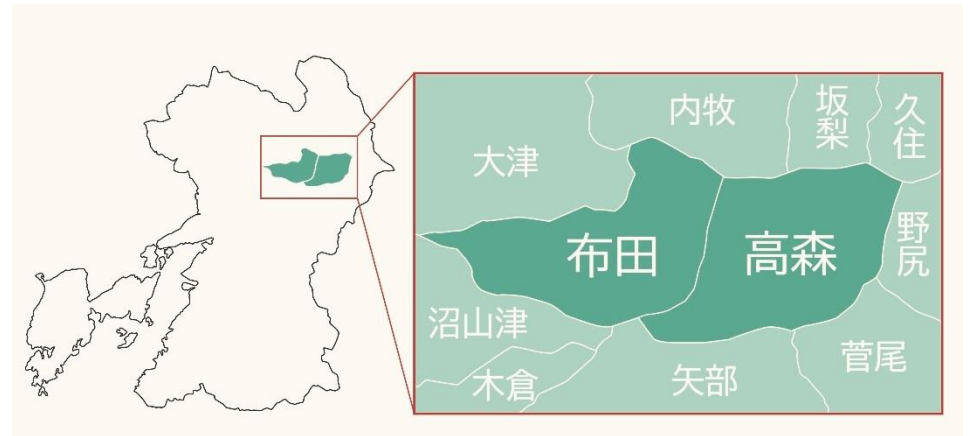


図 1-16 南阿蘇村の手永

(1884 年)に地元区長から熊本県令へ出された記録では吉田新町には多くの商家が見られ商業の中心地でもあったことが確認できます。この吉田新町では 21 軒を巻き込む火災が宝暦 9 年(1759 年)に起こるなどたびたび火災が発生しており、高森手永の手永会所も天明 5 年(1784 年)に火災により焼失し、翌年に再建されています。吉田新町では「山曳き」と呼ばれる祭りがあり、現

在は火伏地蔵を祀る鎮火祭となっていることから火災に対する住民の危機意識が見て取れます。

近世の南郷谷に大きな影響を与えた人物として片山嘉左衛門（松翁）がいます。南郷谷は元々平坦地が少なく火山性土壌であるため保水力が弱く河川や遊水池付近以外は水に乏しい地域であったので、農家の多くは少ない水田と畑作で生計を立てていました。そのような中で全国的に新田開発が盛んとなり、南郷谷でも肥後藩より松翁が寛文7年(1667年)に南郷中用水方定役に任じられました。松翁は斤量式測定法と呼ばれる測量法を考案し、白水から久木野にかけて伸びる「保木下井手」を開削し、その技術は久木野を中心に継承され多くの水路が続けて開発されることとなりました。



図 1-17 保木下井手

18世紀の阿蘇郡では、阿蘇中岳の活性化や熊本藩領全体における飢饉が起こっており、食料面において大変厳しい状況でした。松翁の功績が南郷谷の人々の暮らしを支えたことは言うまでもありません。

江戸時代においては、田畑を耕すために利用される牛馬が飼育されており、草原で放牧が行なわれていました。高森手永では草原の火入れのため、輪地と呼ばれる防火帯の管理をする職務である「輪地見締」が置かれていることが分かっており、現在と同じように地元と行政が連携して牧野の火入れの維持管理に関わっていました。この草原については、「阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観」として国の重要文化的景観に選定されています。

(5) 近現代

明治になると廃藩置県により明治4年(1871年)熊本藩が熊本県に変わり、同時に江戸時代に置かれていた手永・庄屋の制度が廃止され郷組制が開始されて、高森手永は高森郷、布田手永は布田郷と改められました。

また、阿蘇郡の多くの村が明治9年(1876年)に合併を行い、10村ほどの村にまとまります。さらに明治21年(1888年)の市制・町村制が施行されると明治22年(1889年)に長陽村、久木野村、白水村の3村が誕生しました。

明治10年(1877年)には、政府軍と薩軍が衝突した西南戦争が起きました。熊本では熊本城や田原坂などが激戦の舞台となっていますが、南郷谷においても政府軍と薩軍の衝突が起きています。薩軍は、二重峠（阿蘇市）を陣として黒川に小隊を配置していました。一方政府軍は、吉田新町に警視隊を配置していましたが、3月18日になり黒川の高野原と呼ばれる原野で衝突が起きました。結果としては薩軍が有利に展開し、政府軍所属の警視隊小隊長であった元会津藩家老の「鬼官兵衛」こと佐川官兵衛も戦死しました。



図 1-18 佐川官兵衛肖像画像

明治中頃から末頃になると清やロシアに対して戦争が起こります。日露戦争時には南阿蘇からも多くの村民が出兵しており、市下神社や八坂神社に石碑が建てられています。

大正期になると日本の近代化が加速し、大正6年(1917年)に熊本一宮地間を結ぶ鉄道である宮地線が開通することとなります。その動きに触発され南郷谷でも鉄道敷設の動きが加速し、大正9年(1920年)に南郷谷の7市町村で国への要望が行われました。その後、昭和3年(1928年)に高森線が開通することとなり、産業と観光が発展に寄与しました。

しかし、昭和 20 年(1945 年)の太平洋戦争時には、この高森線にある中松駅でグラマン機の機関銃掃射による銃撃が起きました。現在も中松駅のホーム下部には、銃撃の際の弾痕が残っています。

昭和 20 年(1945 年)に終戦を迎えますが、戦後の昭和期に南阿蘇村で起きた特に大きな事象としては、立野地域の編入合併と 6・26 水害を挙げることができます。

昭和 28 年(1953 年)10 月の町村合併促進法の施行により、全国で合併の機運が高まりました。白水村と久木野村についてはこの合併時に大きな動きはありませんでしたが、長陽村がこの合併に関わることとなりました。その理由として瀬田村(現：大津町)で大津町との合併の動きが起きましたが、現在の立野地区につ

いては地形上阿蘇郡の地域にあることなどの理由から、瀬田村の中で反対運動が起きました。結果として昭和 31 年(1956 年)に立野地区が瀬田村から分村され、長陽村へ編入合併することとなりました。

また、昭和の大きな災害として昭和 28 年(1953 年)6 月 26 日に起きた「6.26 水害」があります。この水害は、白川水系にある多くの市町村に大きな被害をもたらしました。この年は降水量が多い年であり、6 月上旬から長く雨が降り続けていました。この雨は 26 日に特に強まり、当時の最大降水量は 900 ミリを超え氾濫することとなりました。村内でも、白川沿岸の集落に多くの慰霊碑が建てられています。



図 1-19 中松駅弾痕



図 1-20 6.26 水害(白水村 思い出写真集より転載)

(6) 現代

南阿蘇村の成立は、平成 12 年(2000 年)熊本県の市町村合併推進本部設立が契機となります。この年、県阿蘇地域振興局に市町村合併阿蘇地域推進本部が設立され、阿蘇地域の各市町村へ合併検討会の設立について打診されました。この打診については一度見送られることとなりますが、平成 13 年(2001 年)に 6 市町村で「阿蘇地域町村合併検討会」が発足します。この検討会を基礎として様々な合併案が検討されましたが、最終的に平成 14 年(2002 年)白水村・久木野村・長陽村の 3 村での合併が合意されました。平成 15 年(2003)の協議会で名称についての協議が行われ候補として「阿蘇白川村」、「阿蘇南郷村」、「大阿蘇村」、「南阿蘇村」が挙げられた後、最終的には正式に南阿蘇村という名前に決まり、平成 17 年(2005 年)に本村が誕生することになりました。

その後に南阿蘇村が直面した大きな危機として、熊本地震があります。平成 28 年(2016 年)4 月 14 日に大規模な前震が発生し、4 月 16 日の深夜に河陽地区では震度 6 強を計測する最大規模の地震に見舞われました。この地震により人命を含む甚大な被害が発生し、文化財においても指定・未指定を問わず多くの文化財が被災しました。



図 1-21 旧阿蘇大橋

第2章 南阿蘇村の文化財の概要

1 南阿蘇村内文化財の概要

(1) 指定等文化財の状況

南阿蘇村の国・県・村により指定等がされており、それぞれの件数は、国指定・選定が3件、県指定が3件、国選択が1件、村指定が6件、国登録が1件の合計14件です。なお、各文化財の詳細については資料1(P..)に記載します。

表 2-1 村内指定文化財件数（令和6年12月時点）

類型		国指定等	国選択	熊本県 指定等	南阿蘇村 指定等	国登録	合計	
有形文化財	建造物	0	－	0	3	1	4	
	美術 工芸 品	絵画	0	－	0	0	0	0
		彫刻	0	－	0	1	0	1
		工芸品	0	－	1	0	0	1
		書跡・典籍	0	－	0	0	0	0
		古文書	0	－	0	0	0	0
		考古資料	0	－	0	0	0	0
		歴史資料	0	－	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	1	1	1	0	3	
記念物	史跡	0	－	1	1	0	2	
	名勝	1	－	0	0	0	1	
	天然記念物	2	－	0	0	0	2	
文化的景観		1	－	－	－	－	1	
伝統的建造物群		0	－	－	－	－	0	
文化財の保存技術		0	－	0	－	－	0	
合計		4	1	3	6	1	15	

0：該当なし、－：制度なし

※ 文化財の件数は本来13件ですが、長野岩戸神楽、米塚及び草千里ヶ浜についてはそれぞれ別の種別で複数の指定等が行われているため、それぞれの指定等で件数を計上しています。

※ 国指定の天然記念物について、カモシカが地域を特定しない国の特別天然記念物として指定されていますが、本村においてもカモシカが目撃例があることから、生息域に含まれているため件数に加えています。

(2) 未指定文化財の状況（令和6年11月12日時点）

南阿蘇村において把握している未指定文化財は883件です。村内に所在する未指定文化財の状況は表2-2のとおりです。

表 2-2 未指定文化財把握件数【令和6年11月27日入力済みの件数】

類型		件数（点数、群数）	
有形文化財	建造物	434	
	美術	絵画	10
		彫刻	175
	工芸	工芸品	1
		歴史資料	2
	品	考古資料	7
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	
	無形の民俗文化財	144	
記念物	遺跡	82	
	名勝地	0	
	動物、植物、地質・鉱物	18	
文化的景観		3	
伝統的建造物群		0	
文化財の保存技術		0	
その他		6	
合計		883	

2 文化財類型ごとの概要

(1) 有形文化財（建造物(石造物)、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料（書跡・典籍、古文書など）、考古資料

1) 建造物(石造物)

南阿蘇村には、「正教寺（村指定）」と「京都大学理学科附属地球熱力学研究センター本館（国登録）」が建造物(石造物)として指定・登録されており、未指定の文化財として村内に多数の神社仏閣が分布しています。構造物については、「濁川橋（村指定）」と「床瀬川橋（村指定）」が石橋として指定されており、未指定の石橋についても長陽地区、白水地区を中心に所在しています。

2) 絵画

指定・登録されている絵画はありません。未指定のものとして『長陽村史資料集第5集』によれば、立野神社や栃木天満宮といった神社に絵馬が奉納されており、長陽地区については一定の把握ができて

います。

3) 彫刻

指定になっている彫刻としては、白水地区に「無量寺跡阿弥陀如来像（村指定）」があり、村内の寺社仏閣に多くの仏像を中心に彫刻品が保管されています。

4) 工芸品

工芸品としては、南阿蘇村歴史民俗資料館（以下、「資料館」という）に収蔵されている「西野宮神社の梵鐘（県指定）」が指定されています。未指定の工芸品は、久木野宮神社に「久木野宮神面（未指定）」があることは分かっていますが、その他の工芸品については調査が不足しています。

5) 歴史資料（書跡・典籍、古文書など）

歴史資料として指定・登録されているものはありませんが、「長野内匠日記（未指定）」や「宮川家文書（未指定）」などの古文書が長陽地区に残っています。

6) 考古資料

考古資料については、資料館に「南鶴遺跡（未指定）」や「陽の丘遺跡（未指定）」から出土した遺物が多数収蔵されていますが、指定されている資料はありません。

(2) 無形文化財

無形文化財の種類としては演劇、音楽、工芸技術などとなりますが、現在の調査段階ではこれに類する文化財は指定、未指定ともに確認できていません。

(3) 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

南阿蘇村内に有形の民俗文化財の指定・登録等を受けたものはありませんが、農機具などの民具が資料館に多数収蔵されています。

2) 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として神社に奉納される「長野岩戸神楽（県指定）」などの神楽が指定されており、この「長野岩戸神楽」については、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財としても国から選択されています。また、吉田地区で行われる「鎮火祭（未指定）」などの祭りが風俗慣習として残っている集落が複数あります。

(4) 記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)

1) 遺跡

村内の遺跡では、「柏木谷遺跡(県指定)」、「六の小石古墳群一号墳(村指定)」といった古墳時代の遺跡があります。

未指定の史跡としては、弥生時代の遺跡として「幅・津留遺跡(未指定)」、「河陽F遺跡(未指定)」や中世の阿蘇家と関係する遺跡として「二本木前遺跡(未指定)」「祇園遺跡(未指定)」が調査されています。

周知の埋蔵文化財包蔵地の件数としては、南阿蘇村内で130件が登録されています。(熊本県の遺跡地図については石造物等も含まれているため、件数についてはその合計です。)

2) 名勝地

阿蘇の噴火活動の歴史を示す文化財として「米塚および草千里ヶ浜(国指定)」が、阿蘇市と共に指定をされています。

3) 動物・植物・地質鉱物

天然記念物としては、地域を定めていない国の特別天然記念物であるカモシカを目撃例があります。

動物と植物については、「オオルリシジミ(未指定)」や「アソヒカゲスミレ(未指定)」などの希少な固有種が残っています。

地質鉱物としては、カルデラ湖によって形成された「久木野層(未指定)」や立野峡谷にある「柱状節理(未指定)」といった特徴的な地質を見ることができます。

(5) 文化的景観

阿蘇カルデラ内外での人々の営みによって形成された草地景観が、「阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観」として重要文化的景観に選定されており、今後は草原を育んだ集落等を選定する予定です。

(6) 伝統的建造物(石造物)群

伝統的建造物(石造物)群については、熊本県内でも選定例がなく、南阿蘇村内においても選定候補は確認されていません。

(7) 文化財の保存技術

文化財の保存技術について、南阿蘇村及び熊本県内で選定されている保持者及び保存団体はありません。

(8) その他

これまでの文化財類型に含まれない伝承、方言、地名等についても文化財として取り扱います。(P8) 伝承については伝承の地や神話に関連する土地を把握しています。

3 関連する制度について

(1) 世界農業遺産

世界農業遺産は、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観などを認定し、その保全と持続的な活用を目的として平成14年(2002年)に国際連合食料農業機関が開始した制度です。阿蘇地域は平成25年(2013年)に認定されており、草原を活用した農業、貴重な草原性植物の保全、美しい草原・農村景観の維持、農耕催事が息づく伝統文化といった点が高く評価されています。

(2) ユネスコ世界ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークとは、国際的な地質学的重要性を有するサイト(場所)や景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された地域であり、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画(IGGP)の一事業として実施されています。

本地域については、平成27年(2015年)には本制度の前身である世界ジオパークに認定されており、この世界ジオパークがユネスコの正式事業となった際に阿蘇ユネスコ世界ジオパークとして認定されました。

(3) 国立公園

国立公園は、自然公園法に基づき環境省が指定した日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地です。昭和6年(1931年)に「国立公園法」が制定され日本初の国立公園が指定されました。阿蘇は大分県のくじゅうとともに阿蘇くじゅう国立公園として昭和9年(1934年)に指定されました。本地域の特徴としては、大カルデラ内にそびえる阿蘇山五岳やその北側に連なるくじゅう連山などの火山群や広大な草原が大きく評価されています。

(4) 水の郷百選

水環境保全の重要性を国民に周知し、水を生かした地域づくりを推進するために、水についての歴史・文化についての見識を深めることや、水環境の保全等の活用に取り組んでいる国内107地域が国土交通省により認定されています。本村については、「水の生まれる里」として地下水保全条例の制定や住民による清掃活動をはじめとする生活排水対策、豊かな湧水を活用したオアシス農業運動の推進等が評価され、平成8年(1996年)3月に認定されています。

(5) 昭和・平成の名水百選

昭和の名水百選は、環境庁（現：環境省）により清澄な水がある全国各地の湧水や河川を再発見し、普及啓発を図り、国民の認識を深め、水環境の保護を行うことを目的として昭和 60 年(1985 年)3 月に 100 か所が選定され、白川水源が選ばれました。一方、平成の名水百選は昭和の名水百選から約 20 年以上の時が経過し、社会情勢等の変化を踏まえた上で一層の水環境保全を目的として、特に地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全が行われているものについて、昭和の名水百選に加え、新たに 100 か所の選定が平成 20 年(2008 年)6 月行われました。本村では以下の表のとおり選定されています。

表 2-3 名水百選一覧

	名水名	水量（1日の湧水量）
昭和の名水百選	白川水源	86,400t
平成の名水百選	南阿蘇村湧水群	
	・竹崎水源	172,800t
	・吉田城御献上汲場	7,200t
	・池の川水源	7,200t
	・湧沢津水源	7,200t
	・寺坂水源	7,200t
	・塩井社水源	7,200t
	・明神池名水公園	2.880t

(6) 疏水百選

疏水百選は、農林水産省と疏水百選実施事務局が農地資源の価値を伝えることにより日本の美しく豊かな農村空間を育て守ることを目的として、全国 110 か所の疏水が平成 18 年(2006 年)に選定されました。本村においては南阿蘇村疏水群として選定されており、寛文 7 年(1667 年)から開削された疏水群（保木下井手・琵琶の首井手・上川原井手・白川東・白川西・新井出等）が網の目のように発展し、1700ha の水田に水を潤しています。この疏水群が地域の産業基盤として地域住民の手により永く維持管理されていることが評価につながっています。

コラム① 世界文化遺産登録推進についての取組

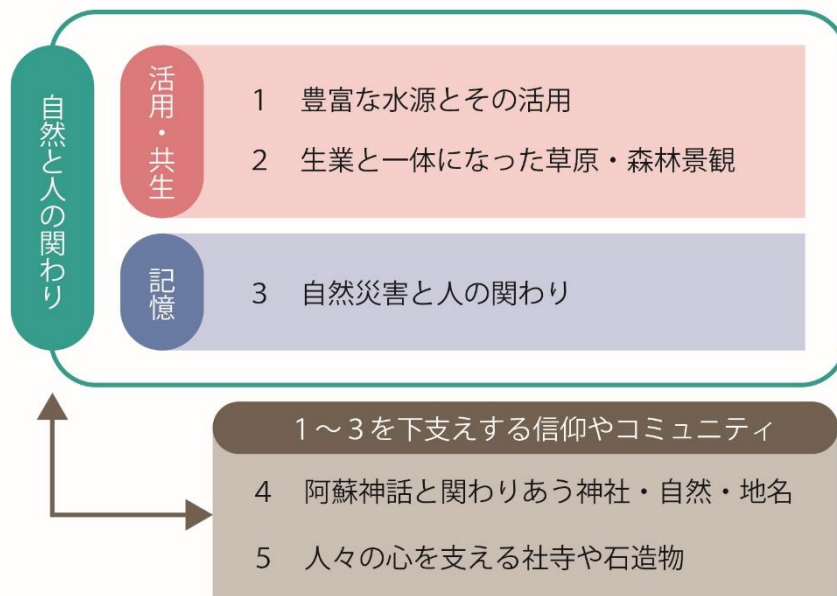
南阿蘇村は、平成 21 年(2009 年)度から熊本県と他の阿蘇郡市 6 市町村と共に「阿蘇」の世界文化遺産登録推進のために阿蘇世界文化遺産登録推進協議会を設立しており、以下のとおり阿蘇地域の景観保全のための事業に取り組んでいます。

- 平成 27 年(2015 年) 「文化的景観を活かした阿蘇地域づくりビジョン」の策定
- 令和 2 年(2020 年) 熊本県知事及び阿蘇郡市 7 市町村長による「『阿蘇』の景観を守る宣言」
- 令和 3 年(2021 年) 阿蘇世界文化遺産登録推進協議会「景観保全部会」の設置
- 令和 5 年(2023 年) 「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」運用開始

第3章 南阿蘇村の歴史文化の特性

南阿蘇村は、北側に阿蘇五岳、南側に外輪山を有し、東西に白川が横断して流れています。このように山々に囲まれるように平野部が広がるなどの自然的・地理的特徴に大きく影響を受けながら、本村では特色ある歴史文化が生まれ、数多くの文化財が現在まで受け継がれています。

以下、村内の歴史文化を5つに分けて整理します。



1 豊富な水源とその活用

南阿蘇村は、「水の生まれる郷」と呼ばれ、白川水源をはじめ日本名水百選や平成の名水百選に選ばれた計 11 カ所の水源を有しています。水源地はそれぞれに特色ある歴史や景観を形成しており、灌がい用水や簡易水道など現在の暮らしとも密接にかかわっています。また、平坦地が少ない南郷谷において、水田の開発のために片山嘉左衛門（松翁）が開削した保木下井手をはじめとする 6 つの疏水群は、地域住民が維持管理を行いながら村の農業を支える重要なインフラとして機能しています。片山嘉左衛門（松翁）の偉業を伝える顕彰碑が、久木野地区に建立されています。



図 3-2 白川水源

2 生業と一体になった草原・森林景観

南阿蘇村は、阿蘇カルデラ南部の南郷谷に位置し、湧水が豊富です。しかし一方で、火山性の地質であるため土地が痩せており、土地を耕作地として利用するためには草地や放牧地の緑肥を利用して肥料を作り、土地を一体的に利用することが必要でした。そういった地質的な条件から、耕地や集落、里山、草原などが垂直的につながる土地利用構造が生まれ、生業と一体となった草原・森林景観を形成しています。

草原は、日本書紀（720年）に「野は広く人家なし」とあり、そのころ既に広い草原があったことが示されています。草原は、低地の集落が野焼き、採草、放牧といった行為を

行うことによって長年維持されており、冬季の貯蔵飼料とするための草小積みや、害虫駆除や土地の保水力の維持など多面的な機能を果たす野焼きは季節ごとの風物詩となっています。



図 3-3 野焼きの様子（白川牧野）

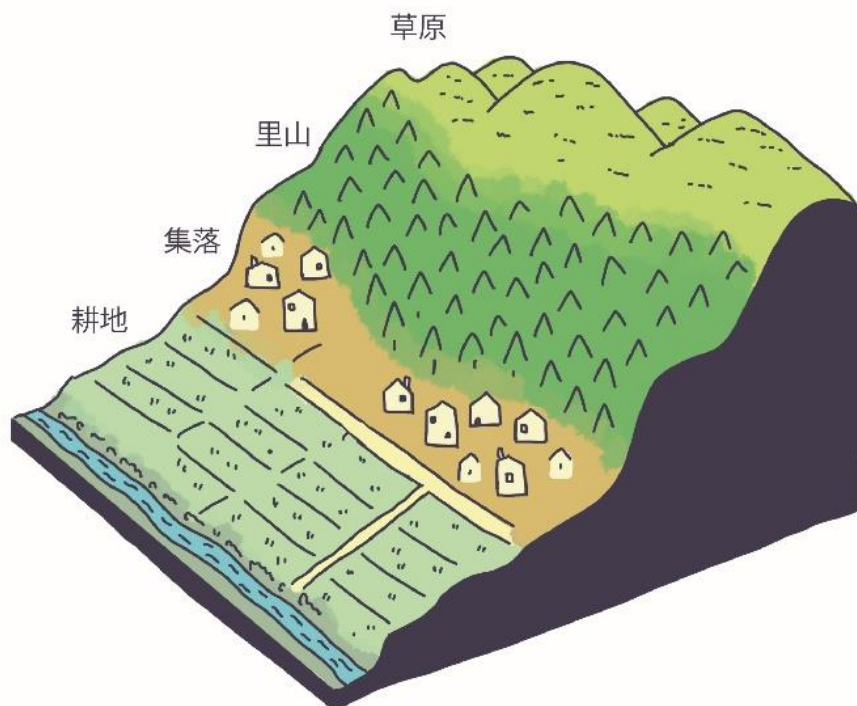


図 3-4 垂直的につながる土地利用概念図

3 自然災害と人々の関わり

村の北側に位置する中央火口丘群の中で、中岳火口（阿蘇市）の有史以降で最も古い噴火は欽明天皇 14 年(553 年)となっています。長陽地区の烏帽子岳の中腹にある湯ノ谷温泉では、文化 13 年(1816 年)に小規模な水蒸気爆発が起こっており、当時の様子は絵図として残されています。このほかにも、村内最古の遺跡である河陽 F 遺跡では岩屑なだれの痕跡が残されており、村内の各地で過去の噴火の歴史を垣間見ることができます。直近では令和 3 年(2021 年)に噴火がありましたが、噴火は現在においても、農作物の被害や健康被害など生活に多様な影響をもたらしています。



図 3-4 中岳中央火口丘（火口）

また、阿蘇カルデラの中で唯一の切れ目である立野火口瀬付近には、活断層が存在することから、カルデラ湖の形成と断層運動による湖の消失を繰り返してきたと考えられています。ここには「健磐龍命の蹴破り伝説」があり、数鹿流ヶ滝の名称はその神話に由来するものであることなど、自然災害と先人の関わりが伺えます。平成 28 年(2016 年)の熊本地震は村内に甚大な被害をもたらしましたが、被災建造物(石造物)や地表地震断層などの災害遺構の一部が保存され、後世へ伝承する取組が行われています。

加えて、昭和 28 年(1953 年)に起きた 6・26 水害についても、死者・行方不明者 65 人、家屋被害 387 戸という甚大な被害を受けており、村内各地に記念碑が残されており、災害の記憶を現在に伝えています。



図 3-6 水害記念碑（加勢区）

4 阿蘇神話と関わりあう神社・自然・地名

久木野宮神社は、健甞龍命・阿蘇都姫命を祭神とし、久木野の地名発祥の地とされています。これは、長陽地区における夜峰伝説の中において、阿蘇都姫命が妊娠した際、お産の姿を隠すために一夜で築いたのが「夜峰山」で、夜峰山が崩れないよう釘を打ったのが現在の久木野宮であるという神話に基づくものです。他にも現在の「立野」の地名が、健甞龍命が外輪山を蹴破った際に尻餅をつき「立てぬ」と言ったことに由来するという神話や、江戸時代に編さんされた肥後国誌に「白川乾藪堂というところに、阿蘇大御神の御足跡石がある」と記されている白水地区の巨石（阿蘇大御神足跡石）など、南阿蘇村の各地に、こうした阿蘇神話との関わりが認められる場所が多く残されています。



図 3-7 夜峰山



図 3-8 阿蘇大御神足跡公園（白川区）

5 人々の心を支える社寺や石造物

神社は、現在もコミュニティの維持に重要な役割を果たしています。夏祭りや秋祭りなどの催しを地域住民主体で続けている神社が多く、高齢化や担い手不足の問題に直面しながらも、開催日を変更するなどの工夫をしながら綿々と受け継がれています。

また、石造物については、地蔵尊像をはじめ様々な石仏が各地にあり人々の信仰を集めているほか、馬頭観音、猿田彦大神や甲斐有雄の道しるべなど、交通に関わる石造物が建造されており、かつて村を行きかかった人々の歴史を感じることができます。加えて、井手の建造・災害の発生・圃場整備などを伝える記念碑や、過去の偉人を称える顕彰碑も多く残されており、産業の発展や災害の歴史とともに教訓や報徳に導く大切な情報を今に伝えています。

熊本地震によって破損した石造物も多くありますが、地域住民によって修復・再建されるなど、現在も人々の心の拠り所として、またコミュニティの場として重要な役割を持っています。



図 3-9 卯添阿蘇神社夏祭り（喜多区）



図 3-10 猿田彦大神（吉田区）

第4章 南阿蘇村の文化財に関する既往の把握調査について

1 文化財の把握調査

南阿蘇村の文化財については、旧村時代に各教育委員会が、村史編さん事業として文化財の調査を実施しています。

表 4-1 村史関係発行物一覧（令和6年12月時点）

	書籍名	発行者名	刊行年
白水村	白水村の史跡と伝承	白水村教育委員会	平成7年(1995年)
	白水村史	白水村教育委員会	平成19年(2007年)
久木野村	久木野村誌 第一巻 むらを歩く —久木野村の事蹟と文化財—	久木野村教育委員会	昭和60年(1985年)
	久木野村誌 第二巻 むらの歩み(上)	久木野村教育委員会	平成2年(1990年)
	久木野村誌 第三巻 むらの歩み(中)	久木野村教育委員会	平成4年(1992年)
	久木野村誌 第四巻 むらの歩み(下)	久木野村教育委員会	平成8年(1996年)
	久木野村誌 第五巻 むらの歩み(中続)	久木野村教育委員会	平成14年(2002年)
長陽村	古跡と伝承 長陽村誌第1集	長陽村教育委員会	昭和56年(1981年)
	長陽村史	長陽村	平成16年(2004年)
	長陽村史資料 第1集「長野内匠日記(一)」	長陽村教育委員会	平成16年(2004年)
	長陽村史資料集 第2集「長野内匠日記(二)」	長陽村教育委員会	平成16年(2004年)
	長陽村史資料集 第3集「長野内匠日記(三)」	長陽村教育委員会	平成16年(2004年)
	長陽村史資料集 第4集	長陽村教育委員会	平成16年(2004年)
	長陽村史資料集 第5集	長陽村教育委員会	平成16年(2004年)

さらに熊本県教育委員会が熊本県内の文化財調査を実施しており、南阿蘇村で実施されたものを含むのは以下の調査です。

表 4-2 熊本県文化財把握調査報告書一覧（令和6年12月時点）

書籍名	発行者	発刊年
熊本県文化財調査報告第30集 熊本県の中世城跡	熊本県教育委員会	昭和53年(1978年)
熊本県文化財調査報告第85集 熊本県の近世社寺建築	熊本県教育委員会	昭和62年(1987年)
熊本県文化財調査報告第97集 熊本県の民謡	熊本県教育委員会	昭和63年(1988年)
熊本県文化財調査報告第120集 くまもとの民俗芸能	熊本県教育委員会	平成3年(1991年)
熊本県遺跡地図	熊本県教育委員会	平成10年(1998年)
熊本県文化財調査報告第348集 熊本県の近代和風建築 —熊本県近代和風建築総合調査報告書—	熊本県教育委員会	令和6年(2024年)

2 個別の文化財の調査

把握調査や開発行為に伴う発掘調査・史跡等の内容確認のための発掘調査等で把握された各文化財については、村、県、国、研究機関等が個別に調査を実施し、報告書を刊行しています。各文化財の調査報告書は表 4-3 のとおりです。

表 4-3 既存調査報告書(令和 6 年 12 月時点)

書籍名	発行者	発刊年
熊本県文化財調査報告第 49 集 古坊中	熊本県教育委員会	昭和 55 年(1980 年)
熊本県文化財調査報告第 134 集 柏木谷遺跡	熊本県教育委員会	平成 5 年(1993 年)
熊本県文化財調査報告第 167 集 二本木前遺跡	熊本県教育委員会	平成 10 年(1998 年)
熊本県文化財調査報告第 188 集 祇園遺跡	熊本県教育委員会	平成 12 年(2000 年)
熊本県文化財調査報告第 196 集 杉の本遺跡	熊本県教育委員会	平成 13 年(2001 年)
熊本県文化財調査報告第 209 集 河陽 F 遺跡	熊本県教育委員会	平成 15 年(2003 年)
熊本県文化財調査報告第 336 集 幅・津留遺跡	熊本県教育委員会	平成 31 年(2019 年)

3 村内文化財の把握調査の状況

令和 6 年(2024 年)度時点で村内の文化財把握調査の状況は表 4-4 のとおりです。

表 4-4 村内文化財の把握調査の状況

種類		白水地区	久木野地区	長陽地区
有形文化財	建造物(石造物)	△	△	△
	絵画	×	×	△
	彫刻	×	△	○
	工芸品	×	×	×
	書籍・典籍	×	×	×
	古文書	△	×	△
	考古資料	○	○	○
	歴史資料	×	×	×
民俗文化財	有形の民俗文化財	×	△	△
	無形の民俗文化財	△	×	△
記念物	遺跡	○	△	△
	名勝地	△	×	×
	動物、植物、地質鉱物	△	△	×
文化的景観		○	○	○
伝統的建造物(石造物)群		×	×	×
その他	伝承・方言 等	△	△	△

○：概ね調査済、△：調査不足、×：未調査

第5章 南阿蘇村における文化財の保存と活用の基本理念・方向性

本村の総合計画の政策では「ともに学び育て合う未来の人づくり」を掲げており、村の目指すべき姿として、①文化財が適切に保存されること、②地域の文化財に興味を持つ人が増えること、③文化財が地域資源として活用されることを目標としています。

また、本村の景観計画をはじめとする各種計画では、観光資源としての文化財の活用について記載しています。しかし、現状では南阿蘇村において、文化財の観光的な利用はほとんど行われていません。これは村民に対して文化財の周知啓発が不足していることや、南阿蘇村の文化財の性質上、小規模な文化財が集落各所に点在していることが原因と考えられます。そのため、南阿蘇村の特性に合わせた文化財の啓発及びそれら資源を活用した巡検やフットパスなど教育や観光での利用が文化財の保存・活用につながると考えられます。

南阿蘇村では第3章で述べた南阿蘇村の歴史文化の特性を生かし、文化財の保存と活用を進めるため、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

ただのいなかじゃーなかよ
～守り、活かし、共にかかわる“みなみあそ”～

村内にある様々な文化財を知ることで、南阿蘇村特有の歴史と文化、産業等を再発見し、ただのいなかではないことを知ってもらうという思いを込め、南阿蘇村のPRでよく利用されるフレーズである「ただのいなかじゃーなかよ」という言葉を基本理念の冒頭に採用しました。

この理念を達成するために副題の項目毎に方向性を示す文言を添えて記載しました。

【方向性①】 守り、つなげる

南阿蘇村の主要な産業である農業や畜産などの生業に伴う水路や草原などは、村を象徴する景観を形成する大切な要素です。また、現在も地域ごとに続けられている祭りなど、暮らしに根付いた歴史文化・風俗や習俗が地元住民によって守り続けられています。これらの景観や地域の文化財を守り、未来へ確実に繋げます。

【方向性②】 活かし、ひろげる

南阿蘇村には、阿蘇神話をはじめ、様々な神話や民話、各地に残る祠や寺社仏閣といった地域の文化財とともに、かつての生業や生活を伝える道具など多様な民俗資料が残されています。これらを村内外の多くの方に見て、知って感じてもらう機会などを作ることにより、更に理解を深めることや、実際に活用することで、現在を捉え将来を展望し、文化財の価値を広げていきます。

【方向性③】共に、かかわる

文化財を守り、また活用していくためには、行政だけでなく多くの人々がそれぞれの立場で文化財と関わっていく必要があります。村民や関連団体、国・県等と連携し、文化財に関わる人や支える人を増やします。

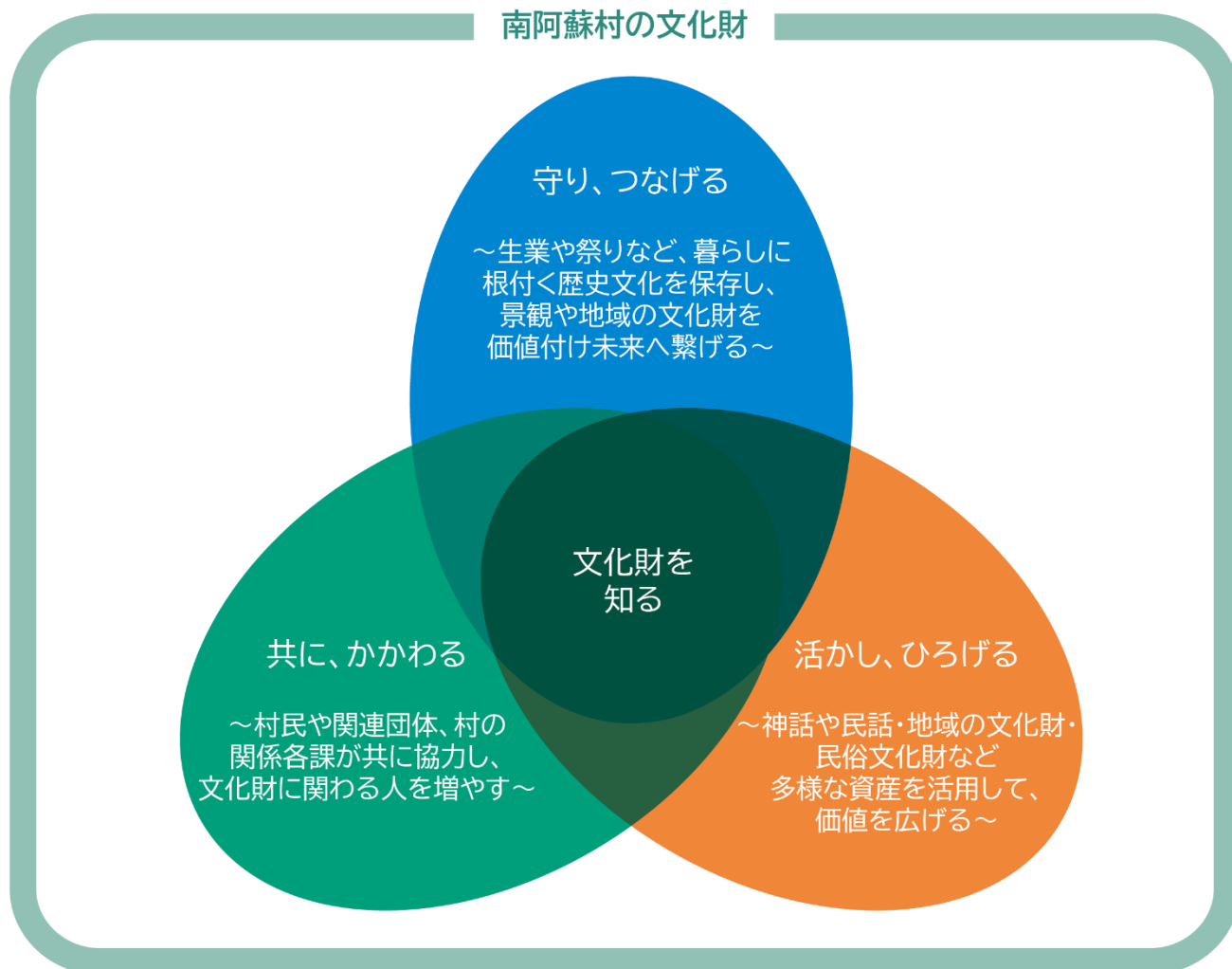


図 5-1 南阿蘇村文化財保存活用地域計画 基本方針概念図

第6章 南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する課題・方針

この章では、南阿蘇村の文化財の現状や特性などを踏まえ、その保存・活用に向けた課題と方針を前章の方向性に沿って述べます。

1 南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する課題

(1) 【方向性①】《守り、つなげる》ための課題

1) 保存環境に関する課題

南阿蘇村にある資料館には、村の有形文化財が数多く収蔵されています。ただ、資料館では、旧村（長陽村・白水村・久木野村）の文化財を一括して保管しており、収蔵容量が限界に近づいています。また、展示スペースもゆとりがなく、施設の老朽化や立地の関係から IPM（総合的病害虫・雑草管理）の導入を検討もできていません。

そのため、どのように収蔵スペースを確保し、文化財の保存管理を行うかが重要な課題です。

2) 文化財の継承・維持管理に関する課題

南阿蘇村には、長野岩戸神楽をはじめとする地域の祭りや伝統的な食文化といった文化財があります。しかし、担い手の高齢化や過疎化が進み、若い担い手がいない集落では、文化財や文化財に関わる地域活動（祭りや野焼きなど）をどのように保存・継承していくかが深刻な課題です。

3) 文化財の防災・防犯に関する課題

南阿蘇村は熊本地震で甚大な被害を受けており、神社仏閣をはじめとする建造物(石造物)や石造物など多くの文化財も被災しました。未指定を中心とする文化財の多くは、熊本県が実施する「平成 28 年熊本地震被災地域コミュニティ施設等再建支援事業」を活用し復旧しました。しかし、通常の災害等では指定等文化財のみが補助の対象であるため、今後村にとって重要な価値を持ちながら未指定である文化財が被災した場合の対応が課題です。

また、近年建造物(石造物)の指定等が進んで来ていますが、多くが木造建築であることから防火等への対策も課題です。そのほか、以前村内では仏像の盗難が発生した折、実物の写真が残っていなかったなどの問題から現在も発見に至っていません。

そのため、文化財を守る体制を構築し運用していくことが課題となります。

(2) 【方向性②】《活かし、ひろげる》ための課題

1) 観光活用に関する課題

村の関連計画では、文化財を観光資源として利用すると述べています。しかし、現状では指定文化財で活用されている場所はほとんどありません。活用されている例としては「柏木谷遺跡」が古墳公園として整備され、パークゴルフ場としても利用されていますが、それ以外の村内の文化財は、駐車場が整備されているものが少ないことや、現地に行くまでの道幅が狭いなど車やバスでの見学が困難といった問題があり、文化財の見学に必要な動線誘導等の整備が課題です。

2) 文化財に触れる機会に関する課題

村民対象のアンケート結果から、文化財に触れる機会がこれまで少なかった村民が多くいることが分かっています。資料館についても年間の来館者数が少なく、文化財関係の業務や調査研究目的の来館者が大半を占めており、一般住民の利用はほとんどありません。また、教育委員会主催の講座等が近年開催できていないことなどから、村民を対象として文化財に触れる機会を創出する機会が少ない現状にあるため、計画的に機会の創出を行うことが課題です。

3) 学校教育との連携に関する課題

社会科の学習指導要領解説には、「日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなど具体的に学ぶことを通して理解させるように工夫すること」との記載があります。しかし、学校による資料館や指定文化財の利用は行われておらず、文化財が持つ意味や価値についての子どもたちの理解が乏しく、物そのものに対する認知が低いことが課題になっており、若者が地域の文化財を知らない理由の一端となっています。

そのため、子どもたちが文化財に触れるきっかけを学校教育の中で充実させることが必要です。

(3) 【方向性③】《共に、かかわる》ための課題

1) コミュニティとの連携強化に関する課題

各集落には多様な文化財があり、神社など地域のコミュニティ施設として活用されているものも多くあります。しかし、前述のとおり集落の人口は減少の一途をたどっており、文化財を維持管理するためのコミュニティの減少にも歯止めがかかっていません。

そのため、文化財の維持管理を地域住民と連携する仕組みを強化することが課題です。

2) 文化財が関わる地域の施設、団体との連携に関する課題

村や村周辺には村以外の行政・団体が管理する震災ミュージアム KIOKU や阿蘇火山博物館がありますが、それぞれの施設との連携の有無や程度は異なり今後の連携体制の構築や強化が課題となります。また、村内で文化財の活用を組織の主な目的とする民間団体（NPO など）はありません。ただ、一部文化財に関する内容をプログラムの中に入れて活用している団体はありますが、村との連携や事業の把握等が不足していることが現状です。

そのため、村内外の博物館などの施設や文化財に深く関わる民間団体との連携や運用の仕組みの構築が課題です。

3) 文化財担当職員の業務の効率化に関する課題

南阿蘇村には主に文化財を担当する職員が1名いますが、社会教育の他の分野の業務も兼任しているため業務量が多いことが課題です。

また、文化財には多くの種別が存在しますが、村の文化財担当職員の専門分野は考古学であり、多岐にわたる文化財への適切な対応が難しいことも課題となっています。

2 南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する方針

(1) 【方向性①】《守り、つなげる》ための方針

1) 保存環境に関する方針

南阿蘇村の管理する文化財を適正に保存・活用をするため、資料館の改修や移転など施設の在り方について検討します。

2) 文化財の継承・維持管理に関する方針

文化財の継承や維持管理を促進するための後継者を育成するとともに、地域の文化財の維持管理のために地域から要望や意見を集約し、明確な措置として反映させます。

また、指定等文化財については適宜補助を行い、未指定で補助が難しいものについては、調査を実施し、指定について協議を行います。その中で価値の基準が指定に足りない未指定文化財については、保存環境の整備の指導助言等の対応を行います。

3) 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の防災・防犯体制確立のため、「南阿蘇村文化財危機管理対策マニュアル」を作成します。作成にあたっては、文化庁の『国宝・重要文化財（建造物(石造物)）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』や文化財保存修復研究センターの『文化遺産日常管理マニュアル：あなたにもできる!』を参考にします。災害に適切に対応するため、作成したマニュアルは村が対応できる対応策を方針に明記し、所有者や地域の文化財を守る住民に配布します。

防犯については、文化財の盗難の危険性を広く周知し、防犯意識の醸成を図ります。また、悉皆調査を通じて台帳整備を進め、盗難が発生した際に文化財の情報を速やかに提供できる体制を構築します。

(2) 【方向性②】《活かし、ひろげる》ための方針

1) 観光活用に関する方針

村の文化財の観光利用促進のために、文化財を紹介するリーフレット等を作成します。

また、交通の課題がある村内の文化財見学について、ソフト面・ハード面の両方で内容の検討をします。

並びに、文化財の看板整備を進める際に記述内容の差異をはじめとしたフォーマットを統一します。

2) 文化財に触れる機会に関する方針

南阿蘇村図書室が開催している南阿蘇学講座等の場所を活用し、文化財についての講座を実施し、村民に南阿蘇村の歴史について広く周知します。

また、資料館に所蔵されている民具等を実際に手に取ってもらい体験できる場を創出します。

3) 学校教育との連携に関する方針

小学生、中学生の社会科等の授業に反映できるような資料館の文化財の紹介を教員対象に行うとともに、授業の中で資料館に収蔵されている文化財を活用できる方法を検討します。また、村内にどのような文化財があるかを子どもたちが学ぶことができる副読本などの学習資料等を作成し、学校教育で活用します。

(3) 【方向性③】《共に、かかわる》ための方針

1) コミュニティとの連携強化に関する方針

地域コミュニティとの連携強化について、自分たちの地域が管理している文化財の価値を知るために把握調査を行うなど各地域の文化財を台帳に取りまとめ、周知を行います。

また、文化財の維持管理に悩みを持つ地域に対しては相談に応じて、対応を地域と行政で検討します。

2) 文化財が関わる地域の施設、団体との連携に関する方針

今後も、南阿蘇村では阿蘇火山博物館と包括連携協定を結び連携した取り組みを行います。その他、村内には熊本県が運営する震災ミュージアム KIOKU との連携についても検討します。

また、今後文化財を地域や行政だけで守っていくことが困難であるため、村として文化財保存活用支援団体を組織できるように住民への文化財の周知啓発を推し進めます。

3) 文化財担当職員の業務の効率化に関する方針

文化財担当職員の業務負担を軽減するために、事務内容の効率化について特に遺跡地図の電子化や安価な調査関係機器を導入しアナログで行っていた業務をデジタル化するなどの事業改善及び必要に応じ職員の補充や地域おこし協力隊の任用等についての検討も行き、事務量の負担軽減に努めます。

さらに、多岐にわたる文化財の保存と活用に対応するため、研修等へ参加するとともに、他自治体や専門家とのネットワーク構築を行います。

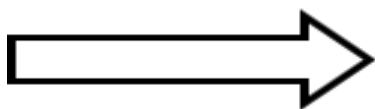
第7章 南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する措置

前章で述べた課題と方針を踏まえ、計画期間中に行う具体的な措置（実施計画）を示します。

財源については、村費を基本とするものの、県費、国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、財団等の民間組織の補助金なども活用し計画を進めます。

【措置の凡例】

- 課題・方針については事業実施の目的として解決すべき課題と方針を示しており、第6章の課題・方針に記載した番号と対応している。
- 新規・継続については、本計画の策定に伴って実施する事業については「新規」とします。事業が以前から実施されているものについては「継続」、すでに実施している事業に対し新しい取組を本計画において実施する事業については「一部新規」とします。
- 取組主体については、第8章に詳細な団体名を記載します。なお、村行政の関連する事業については、主管課名を記号で記載します。記号は以下の内容を示しています。
「教」：教育委員会、「総」：総務課、「企」：企画観光課、「農」：農政課、「水」：水・環境課
- 計画期間は、令和7年(2025年)度から令和15年(2033年)度とし、矢印（白）を準備・企画・検討期間とし、矢印（黒）を事業の実施や協議会等による協議の期間とします。なお、一部新規の事業については新規で追加される内容の検討期間を矢印（白）で併記しています。



矢印（白）
組織内部での事前確認や調整、関係機関への聞き取り等の準備段階。



矢印（黒）
予算措置を伴う計画の実施や、協議会等の実施、刊行物の配布など組織外へ業務が発生する期間。

1 【方向性①】《守り、つなげる》 ための措置

表 7-1 【方向性①】に係る事業の構成

番号	事業名 事業内容	課題 方針	新規 継続	取組主体					計画期間									
				行政	関心がある 村民	所有者	他団体	学識者	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	
1	●歴史民俗資料館維持管理事業 資料館の移転や改修・修繕などの検討を行い、今後の維持管理を実施します。	(1) -1)	継続	教				○	○									
2	●指定文化財補助事業 指定等文化財は条例等に基づき補助を行います。また、所有者の負担が大きいのについては民間助成やクラウドファンディング等の活用を行います。	(1) -2)	継続	教				○	○									
3	●未指定文化財の調査 村内の文化財を今後継承していくために基礎資料としての文化財の悉皆調査を継続的に実施していきます。	1- (2)	継続	教	○	○	○	○										
4	●食文化伝承事業 村には県から認定を受けた「くまもとふるさと食の名人」が郷土料理の伝承を行っています。また、郷土料理の伝承の継続を文化財行政として調査を実施します。	1- (2)	一部 新規	教 農	○			○										
5	●文化財台帳の記録・整理事業 指定・未指定に関わらず村内文化財の台帳整備を行います。無形民俗文化財については「熊本県無形民俗文化財映像記録作成マニュアル(R6.3)」等を参考として、写真や動画による記録作成を推進します。	1- (2)	継続	教				○	○									

3 【方向性③】《共に、かかわる》ための措置

表 7-3 【方向性③】に係る事業の構成

番号	事業名 事業内容	課題 方針	新規 継続	取組主体					計画期間									
				行政	関 心 を 持 つ 村 民	所 有 者	他 団 体	学 識 者	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	令 和 9 年 度	令 和 10 年 度	令 和 11 年 度	令 和 12 年 度	令 和 13 年 度	令 和 14 年 度	令 和 15 年 度	
13	●地区文化財整理活用事業 各地域の文化財を台帳に整理します。また、台帳に整理した文化財を起点とした活用方法を検討し、実施します。	3- (1)	新規	教	○	○		○										
14	●関係団体等活用体制連携事業 熊本地震震災ミュージアム KIOKU や阿蘇火山博物館等の関係施設、村内の文化財に係る上水道組合や土地改良区などの地域団体等と連携します。	3- (2)	一部 新規	教 企 農 水														
15	●文化財活用地域団体体制構築事業 文化財の保存活用に係る組織の設立を検討し、村民が地域の文化財に触れる機会や保存・活用の場を創出する支援を行います。	3- (2)	新規	教	○	○	○	○										
16	●文化財行政体制強化事業 文化財に係る行政事務手続き等に伴う作業や手続きをデジタル化する等の効率化及び適切な職員研修や各種専門家との連絡体制を構築し、文化財部局の体制強化を図ります。	3- (3)	継続	教				○										

第8章 関連文化財群について

1 関連遺産群の設定の考え方と目的

関連遺産群とは、指定・未指定に関わらず、地域の多種多様な文化財を南阿蘇村の歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとして捉えたものです。同じテーマを持つ文化財を保存・活用することにより文化財の魅力を相乗的に高め、本村の歴史文化や文化財の価値を分かりやすく伝えることを目的とします。

本計画第3章でまとめた5つの南阿蘇村における歴史文化の特性に基づき、歴史的・地理的に共通する文化財から構成される3つの関連遺産群を設定しています。

南阿蘇村の関連文化財群

歴史文化の特性	関連文化財群
1 豊富な水源とその活用	(1) 南阿蘇村の「水と農業」の歴史
2 阿蘇神話と関わり合う神社・自然・地名	(2) 古代から続く阿蘇家とのつながり
5 人々の心を支える社寺や石造物	(3) 交通の中継点としての南阿蘇村

2 関連文化財群

(1) 南阿蘇村の「水と農業」の歴史

関連文化財群の概要					
<p>本村には多くの棚田が存在します。幅・津留遺跡をはじめ弥生時代の遺跡からは石包丁が出土しており、当時から本村において稲作が行われていたことが分かっています。しかし、本村は谷地形の火山性土壌であり白川両岸以外では水が不足しており、水の湧き出す水源は信仰の対象であったと思われます。そして、それら水源の水を溜め、井手（用水路）を開削するなどの人々の努力と工夫により田に水が引かれました。</p> <p>特に、片山嘉左衛門が行った治水事業は村内で最も顕著な事業例であり、久木野地区では、この時に造られた井手をはじめとした数本の井手によって田に水が行き渡るようになり、安定的な農業が行われるようになりました。</p> <p>また、水源に乏しい立野区や赤瀬区においても井手が重要視され、江戸時代に開削された^{ほんもつ}監物井手は明治期には発電所の動力として利用されるなど地域の産業にも大きく貢献しました。</p> <p>このように南阿蘇村において水は歴史文化だけでなく、現在に至るまで農業や産業に大きな影響を与えています。</p>					
構成文化財一覧					
番号	文化財の名称	種別	指定等	地区	リスト番号
1	塩井社水源	記念物(地質鉱物)	未指定	両併二区	資料2 860
2	白川吉見神社	建造物(石造物)(建物)	未指定	白川区	資料2 46
3	白川源流遊水地	建造物(石造物)(石造物)	未指定	白川区	資料2 54
4	清水滝	記念物(地質鉱物)	未指定	白川区	資料2 862
5	白川水源	記念物(地質鉱物)	未指定	白川区	資料2 863

6	群塚神社	建造物(石造物)(建物)	未指定	吉田一区	資料 2 67
7	弁財天	建造物(石造物)(建物)	未指定	吉田一区	資料 2 68
8	明神池名水公園碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	吉田一区	資料 2 72
9	明神池水源	記念物(地質鉱物)	未指定	吉田一区	資料 2 863
10	竹下水路改修記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	吉田二区	資料 2 85
11	小池水源	記念物(地質鉱物)	未指定	吉田二区	資料 2 864
12	吉田城御献上汲場	記念物(地質鉱物)	未指定	吉田二区	資料 2 865
13	水害記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	吉田三区	資料 2 88
14	水神	建造物(石造物)(石造物)	未指定	一関一区	資料 2 92
15	噴泉記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	一関二区	資料 2 110
16	片山松翁測量起点	建造物(石造物)(石造物)	未指定	中松一区	資料 2 113
17	三中水路改修碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	中松一区	資料 2 117
18	岩下神社	建造物(石造物)(建物)	未指定	中松一区	資料 2 119
19	水害の碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	中松一区	資料 2 122
20	池の川水源	記念物(地質鉱物)	未指定	中松一区	資料 2 866
21	金間道路水路改修完成記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	中松二区	資料 2 138
22	川地後水源	記念物(地質鉱物)	未指定	中松二区	資料 2 867
23	湧沢津水源	記念物(地質鉱物)	未指定	中松二区	資料 2 868
24	寺坂水源	記念物(地質鉱物)	未指定	中松二区	資料 2 869
25	塩井社神社	建造物(石造物)(建物)	未指定	中松三区	資料 2 153
26	水害之碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	中松三区	資料 2 157
27	妙見神社	建造物(石造物)(建物)	未指定	第 1 駐在区	資料 2 174
28	保木下井手	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 1 駐在区	資料 2 175
29	片山松翁顕彰碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 1 駐在区	資料 2 177
30	保木下井手記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 1 駐在区	資料 2 182
31	四ノ宮	建造物(石造物)(建物)	未指定	第 1 駐在区	資料 2 186
32	水子観音	彫刻	未指定	第 1 駐在区	資料 2 512
33	妙見神社の池	記念物(地質鉱物)	未指定	第 1 駐在区	資料 2 870
34	水道記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 2 駐在区	資料 2 199
35	井手口 原尻 水道記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 2 駐在区	資料 2 200
36	大堰改修記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 3 駐在区	資料 2 204
37	水道建設記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 3 駐在区	資料 2 219
38	水路改修碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 4 駐在区	資料 2 227
39	水害記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 4 駐在区	資料 2 228
40	浜の尾水神社	建造物(石造物)(建物)	未指定	第 5 駐在区	資料 2 244
41	恐ヶ淵	記念物(地質鉱物)	未指定	第 5 駐在区	資料 2 871
42	大堰改修碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第 6 駐在区	資料 2 260

43	水観音	彫刻	未指定	第6駐在区	資料2 544
44	水道記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第7駐在区	資料2 274
45	柿野の妙見さん	建造物(石造物)(建物)	未指定	第7駐在区	資料2 280
46	水道記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第8駐在区	資料2 288
47	琵琶首井手延長記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第8駐在区	資料2 290
48	山王八大龍王上	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第8駐在区	資料2 292
49	水道記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	第9駐在区	資料2 301
50	水業碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	東下田区	資料2 306
51	第二水業碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	東下田区	資料2 307
52	水害記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	加勢区	資料2 328
53	水害記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	川後田区	資料2 335
54	水神	建造物(石造物)(石造物)	未指定	喜多区	資料2 349
55	喜多の湧水群	記念物(地質鉱物)	未指定	喜多区	資料2 872
56	給水流通記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	栃木区	資料2 358
57	水神	建造物(石造物)(石造物)	未指定	栃木区	資料2 359
58	水神明王	建造物(石造物)(石造物)	未指定	黒川区	資料2 381
59	金竜の滝	記念物(地質鉱物)	未指定	袴野区	資料2 873
60	溜池復原記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	下野区	資料2 415
61	溜池改修之記念碑	建造物(石造物)(石造物)	未指定	下野区	資料2 416
62	大八水神	建造物(石造物)(石造物)	未指定	下野区	資料2 418
63	水路景観	文化的景観	未指定	久木野地区、立野区、赤瀬区 新所区	資料2 876

現状と課題

現在、幅・津留遺跡等の稲作を証明する遺跡には、所在地付近に展示施設等がなく、村や県からの報告書のみが情報を知る手段であり、周知が進んでいないという課題があります。水源については、村でも重要な観光資源であることからしっかりと守られています。そこから延びる井手については、生業に直接利活用している土地改良区や利用している地区の住民を中心に、その維持管理業務の責任を負っていますが、集落の高齢化等で日々の手入れや破損したときの対応等が難しくなっており、どのように今後の整備を行っていくかが課題です。

方針

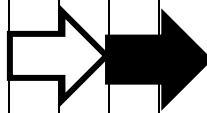
未指定文化財が多く、文化財としての価値の周知が不足しており、周知啓発と保護が必要です。ただし、多くが現在も生業で利用されているため国の重要文化的景観や村の文化財保護条例を改正し、有形文化財の地方登録制度の創設を検討するなど、複数の法令を検討し保護を図ります。

(2) 古代から続く阿蘇家とのつながり

関連文化財群の概要					
<p>阿蘇山上で祭祀を行っていた阿蘇家は中世にかけて下野地区を中心として巻狩りを行っており、その神職である大宮司家が中世に南郷谷に置かれていた時期があり下野の巻狩、阿蘇家の城跡である南郷城跡があります。また阿蘇家の居館があった二本木前遺跡と祇園遺跡が発掘調査されており深いつながりを如実に示しています。この阿蘇家との関係は現在も続いており、村内には阿蘇神社の名前を持つ神社や健磐龍命をはじめとする阿蘇神社の祭神を祀る神社もあり大切な地域のコミュニティ施設として近隣住民を中心に維持管理されています。</p>					
構成文化財一覧					
番号	文化財の名称	種別	指定等	所在地	リスト番号
1	八王神社	建造物(建物)	未指定	白川区	資料2 36
2	白川吉見神社	建造物(建物)	未指定	白川区	資料2 46
3	光雲寺跡	建造物(建物)	未指定	中松一区	資料2 123
4	二本木前遺跡	記念物(史跡)	未指定	白水地区	資料2 775
5	南鶴遺跡	記念物(史跡)	未指定	白水地区	資料2 779
6	幅・津留遺跡	記念物(史跡)	未指定	白水地区	資料2 788
7	祇園遺跡	記念物(史跡)	未指定	白水地区	資料2 789
8	古坊中僧坊跡	記念物(史跡)	未指定	白水地区	資料2 794
9	四ノ宮	建造物(建物)	未指定	第1駐在区	資料2 186
10	白禿山城遺跡	記念物(史跡)	未指定	長陽地区	資料2 802
11	恵良館跡	記念物(史跡)	未指定	長陽地区	資料2 803
12	卯添阿蘇神社	建造物(建物)	未指定	喜多区	資料2 355
13	長野阿蘇神社	建造物(建物)	未指定	長野区	資料2 393
14	長野城跡	記念物(史跡)	未指定	長陽地区	資料2 839
15	下田城跡	記念物(史跡)	未指定	長陽地区	資料2 841
16	下田東城跡	記念物(史跡)	未指定	長陽地区	資料2 842
	勢子塚	その他(伝承地)	未指定	下野区	資料2 882
17	下野の巻狩	その他(伝承地)	未指定	下野区	資料2 883
現状と課題					
<p>阿蘇家については阿蘇市の阿蘇神社が拠点となっていますが、阿蘇全体でみると南阿蘇を拠点にしていた時代もあり地域形成の歴史上重要な場所でもあります。しかし、史跡公園等の整備が行われていないため周知啓発や観光資源化がほとんどできていない状況にあります。加えて、阿蘇地域の歴史を説明するにおいても重要な地域であり、南郷城をはじめとする史跡についての学術的な問い合わせも多いことから阿蘇家関係文化財の周知を行わなければなりません。</p>					
方針					
<p>阿蘇家に関わる文化財をリスト化し地図やリーフレット等にして公開する。</p>					

《古代から続く阿蘇家とのつながり》に係る措置

番号	事業名 事業内容	新規 継続	取組主体					計画期間										
			行政	関心を持つ 村民	所有者	他団体	学識者	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度		
1	<p>●文化財周知資料作成事業</p> <p>村内の阿蘇家関係資料をまとめ、地元住民へ周知を行い、地域への理解を深めることを目的とした地図やリーフレット等の簡易的な配布物の作成を行います。</p>	新規	教			○												



(3) 交通の中継点としての南阿蘇村

関連文化財群の概要

南阿蘇村は古来より様々な地域との交流がありました。例えば、弥生時代の幅・津留遺跡や南鶴遺跡では、大分や北九州の特徴を持つ土器が出土していることから古来より九州各地との交流が行われていることが分かります。

また、南阿蘇村の道を示す文化財として猿田彦大神、馬頭観音像、甲斐有雄の道しるべが建立されています。猿田彦大神は道祖神と同一視されており道の神、旅の神として祀られていて、村内集落の旧道沿いに数多く分布しています。馬頭観音は、牛馬の神として祀られる神であり牛馬の供養や牛馬を用いた交通の安全を祈願して建てられています。本村の馬頭観音は主に牧野の入り口に建てられています。移動運搬としての馬の活用や益牛として牛に田を耕させ、牧野に牛を連れて行き牧草を食べさせていたことも含めた牛馬の往来を示すものです。甲斐有雄の道しるべは、明治期に石工である甲斐有雄が旅人の行き倒れ等の事故を防ぐために、私財を投じて阿蘇郡を中心に約2000基の道しるべを建てたもので、村内では約200基が確認されています。

このように南阿蘇村には、石造物をはじめとして人々の往来を示す文化財が数多く残っています。

構成文化財一覧

番号	文化財の名称	種別	指定等	所在地	リスト番号
1	馬頭観音	彫刻	未指定	両併一区	資料2 448
2	道標	建造物(石造物)	未指定	両併二区	資料2 16
3	道標	建造物(石造物)	未指定	両併二区	資料2 22
4	道標	建造物(石造物)	未指定	両併二区	資料2 23
5	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	白川区	資料2 35
6	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	白川区	資料2 37
7	道標	建造物(石造物)	未指定	白川区	資料2 39
8	天満宮・馬頭・観世	建造物(石造物)	未指定	白川区	資料2 48
9	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	白川区	資料2 52
10	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	白川区	資料2 55
11	道標	建造物(石造物)	未指定	吉田一区	資料2 59
12	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	吉田二区	資料2 79
13	道標	建造物(石造物)	未指定	吉田二区	資料2 80
14	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	吉田二区	資料2 84
15	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	一関一区	資料2 91
16	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	一関一区	資料2 103
17	道標	建造物(石造物)	未指定	吉田二区	資料2 107
18	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	中松一区	資料2 114
19	道標	建造物(石造物)	未指定	中松一区	資料2 116
20	道標	建造物(石造物)	未指定	中松一区	資料2 126

番号	文化財の名称	種別	指定等	所在地	リスト番号
21	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	中松一区	資料2 127
22	甲斐有雄の道標	建造物(石造物)	未指定	中松二区	資料2 135
23	甲斐有雄の道標	建造物(石造物)	未指定	中松二区	資料2 139
24	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	中松二区	資料2 142
25	甲斐有雄の道標	建造物(石造物)	未指定	中松二区	資料2 145
26	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	中松二区	資料2 148
27	馬頭観音	建造物(石造物)	未指定	中松二区	資料2 150
28	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	中松三区	資料2 155
29	道標	建造物(石造物)	未指定	中松三区	資料2 162
30	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	中松三区	資料2 165
31	馬頭観音	彫刻	未指定	中松三区	資料2 498
32	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 172
33	道標	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 178
34	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 179
35	道標	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 180
36	道標	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 181
37	道標	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 187
38	道標	建造物(石造物)	未指定	第1駐在区	資料2 188
39	馬頭観音	彫刻	未指定	第1駐在区	資料2 513
40	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第2駐在区	資料2 194
41	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第3駐在区	資料2 202
42	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第3駐在区	資料2 212
43	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第3駐在区	資料2 226
44	馬頭観音	彫刻	未指定	第3駐在区	資料2 528
45	道標	建造物(石造物)	未指定	第4駐在区	資料2 229
46	道標	建造物(石造物)	未指定	第4駐在区	資料2 233
47	久木野里道碑	建造物(石造物)	未指定	第5駐在区	資料2 239
48	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第5駐在区	資料2 242
49	道標	建造物(石造物)	未指定	第5駐在区	資料2 243
50	馬頭観音	彫刻	未指定	第5駐在区	資料2 542
51	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第6駐在区	資料2 257
52	道標	建造物(石造物)	未指定	第6駐在区	資料2 267
53	馬頭観音	彫刻	未指定	第6駐在区	資料2 545
54	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第7駐在区	資料2 269
55	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第7駐在区	資料2 274

番号	文化財の名称	種別	指定等	所在地	リスト番号
56	馬頭観音	彫刻	未指定	第7駐在区	資料2 554
57	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	第8駐在区	資料2 285
58	道標	建造物(石造物)	未指定	第8駐在区	資料2 291
59	馬頭観音	彫刻	未指定	第8駐在区	資料2 559
60	俵山峠開通記念碑	建造物(石造物)	未指定	第9駐在区	資料2 296
61	道標	建造物(石造物)	未指定	第9駐在区	資料2 303
62	馬頭観音	彫刻	未指定	第9駐在区	資料2 565
63	本田遺跡	史跡	未指定	久木野地区	資料2 805
64	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	東下田区	資料2 310
65	馬頭観音	建造物(石造物)	未指定	東下田区	資料2 320
66	馬頭観音	彫刻	未指定	東下田区	資料2 576
67	馬頭観音	彫刻	未指定	下田区	資料2 583
68	道標	建造物(石造物)	未指定	喜多区	資料2 342
69	馬頭観音	建造物(石造物)	未指定	喜多区	資料2 351
70	馬頭観音	建造物(石造物)	未指定	喜多区	資料2 592
71	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	喜多区	資料2 356
72	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	栃木区	資料2 365
73	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	栃木区	資料2 366
74	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	栃木区	資料2 367
75	金毘羅宮の馬頭観音	彫刻	未指定	栃木区	資料2 595
76	道標	建造物(石造物)	未指定	沢津野区	資料2 374
77	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	沢津野区	資料2 377
78	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	長野区	資料2 394
79	馬頭観音	彫刻	未指定	長野区	資料2 605
80	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	沢津野区	資料2 398
81	猿田彦大神	建造物(石造物)	未指定	乙ヶ瀬区	資料2 404
82	道標	建造物(石造物)	未指定	下野区	資料2 413
83	道標	建造物(石造物)	未指定	下野区	資料2 414
84	道標の地藏	彫刻	未指定	下野区	資料2 614
85	南郷往還	史跡	未指定	長陽地区・白水地区	資料2 855

現状と課題

昭和から平成の初期にかけての開発等により多くの文化財が失われていますが、現在も地域の人や有志の人々に守られている文化財が多くあります。また、村内には、未指定の文化財が多く把握調査が進んでおらず周知も進んでいません。そのため行政として村民からの相談等に対応できないケースも多いため調査や周知啓発を行うことが課題です。

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

南阿蘇村では、多様な人々が文化財の保存・活用に関わっています。次に、今後の村内の文化財の保存・活用の推進体制を示します。

(1) 村民や南阿蘇村の文化財に関心がある人

- ・南阿蘇村に在住、在勤の人々
- ・南阿蘇村の文化財に興味を持つ人々

(2) 所有者

- ・文化財の所有者、管理者、またはその団体

(3) 他団体

・民間組織

- 南阿蘇村商工会
- みなみあそ観光局
- 南阿蘇村文化協会
- NPO 法人クラブみなみあそ
- 甲斐有雄ネットワーク
- 公益財団法人 阿蘇火山博物館
- 南阿蘇村民俗芸能保存団体
 - ・南阿蘇太鼓
 - ・大阿蘇名水太鼓保存会
- 公益財団法人 阿蘇グリーンストック

・南阿蘇村が加盟する広域的な組織

- 阿蘇世界文化遺産登録推進協議会
- 阿蘇ジオパークガイド協会
- 熊本県文化財保護協会
- 熊本県市町村文化財担当者連絡協議会
- 九州文化財保存推進連絡会議
- 全国文化的景観地区連絡協議会
- 全国民俗芸能保存振興市町村連盟

・防犯、防火、防災関係組織

<ul style="list-style-type: none"> ○高森警察署 ○阿蘇広域行政事務組合消防本部南部分署 ○熊本県建築士会 ○熊本県被災史料レスキューネットワーク（熊本史料ネット） ○独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター

(4) 学識者

- ・大学機関（熊本大学等）
- ・民間組織研究者
- ・博物館、美術館（熊本博物館等）
- ・他自治体文化財専門職
- ・文化財保存修理組織

(5) 行政

表 9-1 行政の推進体制

南阿蘇村	
部署名	文化財に関わる主な業務内容
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・文化財に関すること <li style="width: 50%;">・社会教育に関すること <li style="width: 50%;">・学校教育に関すること <li style="width: 50%;">・文化振興に関すること <li style="width: 50%;">・図書室に関すること
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・財政に関すること <li style="width: 50%;">・防災に関すること
企画観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・まちづくりに関すること <li style="width: 50%;">・観光に関すること <li style="width: 50%;">・震災遺構に関すること
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・草原に関すること <li style="width: 50%;">・伝統料理に関すること
水・環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関すること
文化財関係施設	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・南阿蘇村歴史民俗資料館 <li style="width: 50%;">・熊本地震震災ミュージアム KIOKU <li style="width: 50%;">・阿蘇火山博物館（旧立野小学校） 	
南阿蘇村文化財保護委員会	
主な業務	委員
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存と活用に関する指導及び助言 ・文化財の指定、登録 ・計画策定等の審議 	<ul style="list-style-type: none"> 委員長：笠野 次雄 副委員長：藤崎 英廣 委員：菊池 顕正 <li style="padding-left: 20px;">児玉 みどり
熊本県関係機関	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・熊本県教育庁教育総務局文化課 <li style="width: 50%;">・熊本県企画振興部草原再生・世界遺産推進課 	
国	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・文化庁 <li style="width: 25%;">・環境省 <li style="width: 25%;">・国土交通省 <li style="width: 25%;">・総務省 <li style="width: 25%;">等 	

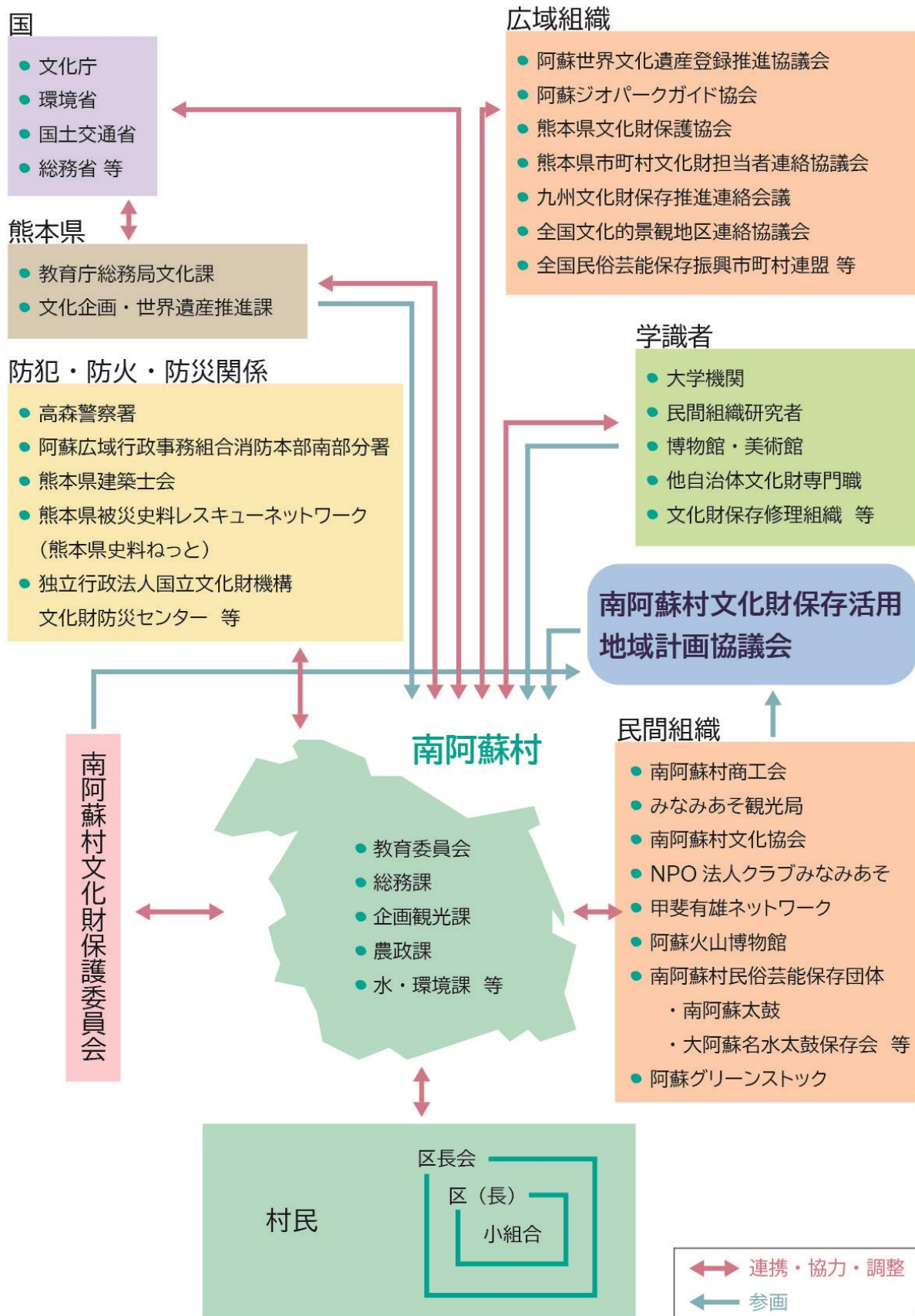


図 9-1 南阿蘇村地域計画推進体制

2 計画の進捗管理と自己評価

本計画の事業を円滑に実施し、効果を発揮させるためには、進行管理を的確に行う必要があります。進行の過程においては、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、計画的に事業を実施し、達成状況、課題などの把握・評価を行い、必要に応じて改善策を講じてその成果を目標達成に結び付けるとともに他の事業や次の展開へ反映させるよう努めます。

毎年度の事業の進捗状況及び自己評価の結果については、南阿蘇村文化財保護委員会に報告し、聴取した意見を踏まえて次年度以降の取組に生かすこととします。また、最終評価では、計画の進捗状況や達成状況を報告し、南阿蘇村文化財保護委員会に諮ります。

この評価において大きな計画の見直しが生じる場合は、文化庁、熊本県と協議を行い、協議会を招集し計画の改訂を行います。

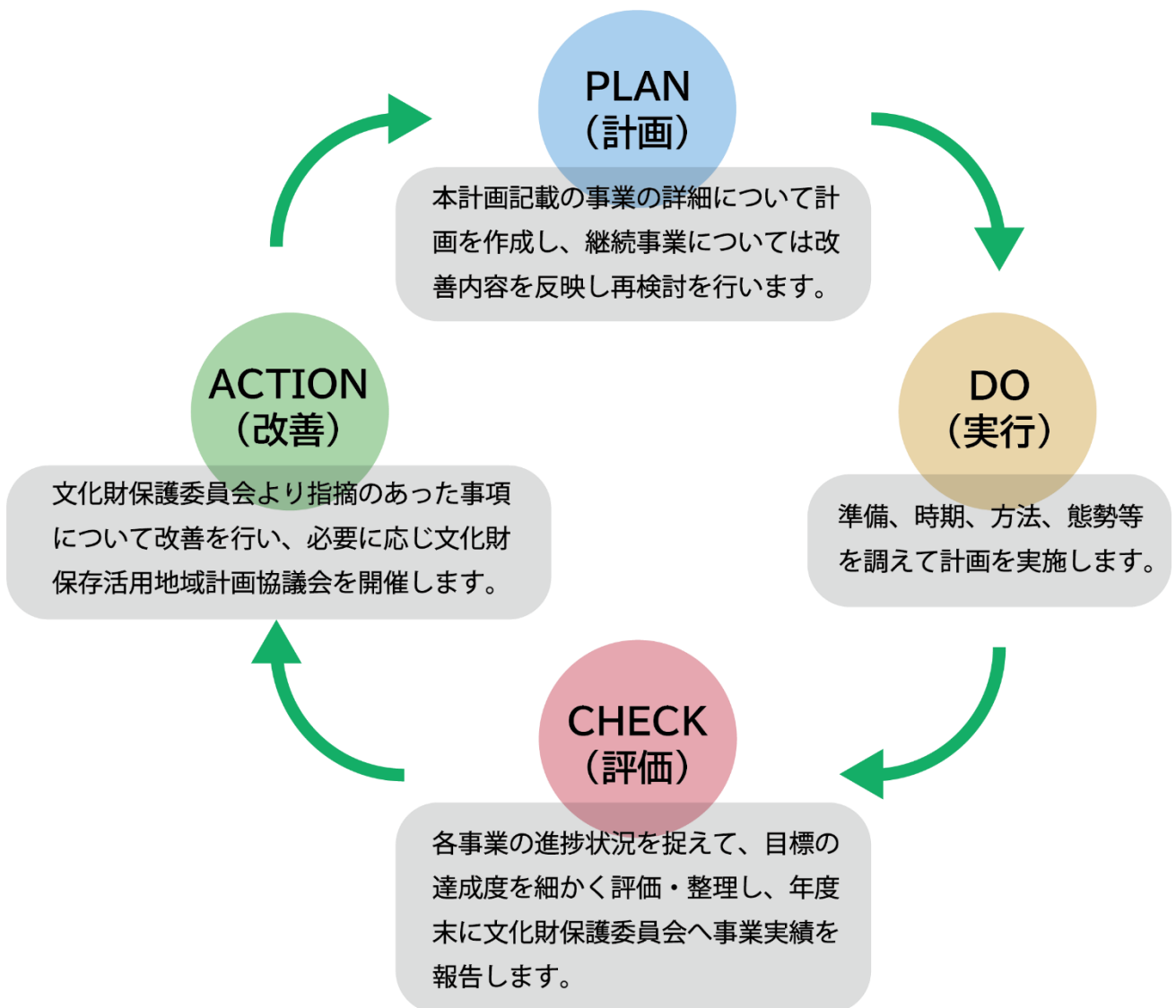


図 9-2 地域計画の評価体制

資料1 指定等文化財（令和7年3月の時点の物を記載）

No	区分	種別	指定等	名称	所有者（管理者）	所在地区
1	有形	建造物(石造物)	村指定	濁川橋	南阿蘇村	長陽地区
2	有形	建造物(石造物)	村指定	床瀬川橋	南阿蘇村	長陽地区
3	有形	建造物(石造物)	村指定	正教寺(本堂・楼門)	宗教法人正教寺	白水地区
4	有形	建造物(石造物)	国登録	京都大学理学学科附属地球 熱学研究施設センター本館	京都大学	長陽地区
5	有形	彫刻	村指定	無量寺跡阿弥陀如来座像	両併一区	白水地区
6	有形	工芸品	県指定	西野宮神社の梵鐘	南阿蘇村	長陽地区
7	民俗	無形民俗	県指定 国選択	長陽村長野岩戸神楽 長野岩戸神楽	長野岩戸神楽保存会	長陽地区
8	民俗	無形民俗	村指定	祇園の岩戸神楽	白水村祇園神楽保存会	白水地区
9	記念物	史跡	県指定	柏木谷遺跡	南阿蘇村	久木野地区
10	記念物	史跡	村指定	六の小石古墳群一号墳	個人	久木野地区
11	記念物	名勝 天然記念物	国指定	米塚及び草千里ヶ浜	地域住民・南阿蘇村	白水地区
12	文化的景観	重要文化的景観	国選定	阿蘇の文化的景観（阿蘇山 南西部の草原及び森林景 観）	地域住民	長陽地区 白水地区
13	記念物	特別天然記念物	国指定	カモンカ		久木野地域 (地域を定 めない)